

浦 総 審 第 10 号
令和元年 10 月 24 日

浦安市長 内 田 悦 嗣 様

浦安市総合計画審議会
会長 坂 本 森 男



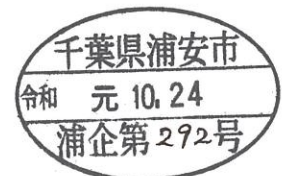
浦安市総合計画基本構想（案）及び基本計画（案）について（答申）

令和元年 10 月 17 日付け浦企第 265 号で諮問のありました浦安市総合計画基本構想（案）及び基本計画（案）について、浦安市総合計画審議会条例（平成 30 年浦安市条例第 1 号）第 2 条の規定に基づき、調査審議を行った結果、別添のとおり答申します。

なお、計画の推進にあたっては、下記の事項について十分配慮されるよう要請します。

記

- 1 今後、これまで以上に財源の確保が困難になっていくことが予測されることから、施策の緊急度や優先度を見極め、より効果的・効率的な行政の運営体制を整えるとともに、適切な進行管理により、本計画の着実な推進を図ること。
- 2 本計画の主旨と内容を様々な機会を通じて市民に広く周知するとともに、積極的な市民参加の推進や市民をはじめとした多様な主体との連携によるまちづくりを進めること。
- 3 近年、想定を超える自然災害が頻発するなど災害リスクが高まることが想定されることから、災害対応能力の向上に努めるとともに、災害に強いまちづくりをさらに推進すること。



浦安市総合計画
基本構想（案）及び基本計画（案）

答 申

令和元年 10 月 24 日
浦安市総合計画審議会

目 次

＜基本構想＞

第1章 基本構想策定にあたって	1
第2章 将来都市像	1
第3章 まちづくりの基本姿勢	2
第4章 都市構成の基本的な考え方	3
第5章 基本目標	5
第6章 持続可能な行財政運営の推進	7

＜基本計画＞

第1章 基本計画の基本的考え方	9
1 基本計画の意義	9
2 基本計画の期間	9
3 将来人口・世帯数の見通し	9
4 財政の見通し	13
第2章 都市構成の基本方針	14
1 土地利用の方向	14
2 拠点の整備・充実	15
第3章 うらやすポリシーミックス～豊かな成熟社会を創造するための挑戦～	17
1 安心して暮らせるまちへ 10年間の挑戦	17
(1) 安全・安心に直結する施策	17
(2) 子ども・子育て支援と地域福祉施策	19
2 その先の未来へとつなぐ挑戦	21
(1) 都市構造の変化に対応する施策	21
(2) 浦安の魅力を高めるための施策	23
第4章 施策の体系	26
第5章 分野別計画	28
【基本目標1】育み学び誰もが成長するまちへ	28
1-1 子どもの育ちと子育てを応援する	28
1 子育て	28
2 健全育成	30
1-2 子どもの可能性と未来を拓く教育を推進する	31
1 学校教育	31
1-3 生涯にわたる学びと人のつながりを大切にする	34
1 生涯学習	34
2 文化	36
3 スポーツ	38

【基本目標 2】誰もが健やかに自分らしく生きられるまちへ	40
2-1 生涯にわたり健康で安心できる暮らしを実現する	40
1 健康	40
2 医療	42
2-2 いつまでも生き生きと笑顔あふれる暮らしを創出する	43
1 高齢者福祉	43
2 障がい者福祉	45
3 地域福祉	47
4 社会保障・生活支援	48
2-3 多様性を認め合い心豊かになる暮らしを構築する	49
1 平和・人権・男女共同参画	49
2 コミュニティ	51
【基本目標 3】安全・安心で快適なまちへ	53
3-1 災害に強く犯罪が起りにくいまちづくりを推進する	53
1 防災・消防	53
2 防犯・消費生活・交通安全	56
3-2 水と緑を活かした快適な環境を整備する	58
1 水辺環境	58
2 公園・緑地	60
3 ごみ処理	62
4 環境保全	63
3-3 暮らしを支える都市基盤を整備する	65
1 市街地・住宅	65
2 道路・交通	67
3 生活支援基盤	69
4 下水道	70
【基本目標 4】多様な機能と交流が生み出す魅力あふれるまちへ	71
4-1 魅力あふれる観光・リゾートを振興する	71
1 観光・リゾート	71
4-2 新しい時代に対応した地域産業を振興する	73
1 地域産業	73
4-3 まちのにぎわいと活力を創出する拠点を整備する	75
1 拠点整備	75
第6章 計画実現のために	77
1 行政運営	77
2 財政運営	78
3 公共施設マネジメント	79
4 自主・連携のまちづくり	80

基本構想

- 第1章 基本構想策定にあたって
- 第2章 将来都市像
- 第3章 まちづくりの基本姿勢
- 第4章 都市構成の基本的な考え方
- 第5章 基本目標
- 第6章 持続可能な行財政運営の推進

第1章 基本構想策定にあたって

1 基本構想の意義

この基本構想は、浦安市が目指す将来都市像や基本目標を明らかにするとともに、市民と市が一体となって総合的・計画的にまちづくりを推進していく基本方針となるものです。

2 基本構想の計画期間と将来人口

基本構想の計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和21年度（2039年度）までの20年間とします。また、計画期間内の将来人口は、令和15年（2033年）の概ね18万人をピークとし、その後令和21年（2039年）までほぼ横ばいで推移すると想定します。

第2章 将来都市像

まちは人の意思によって創られます。

浦安はこれまで他に類を見ない発展を遂げてきましたが、その発展は先人たちの確固たる意思のもとにまちづくりが進められた結果です。

社会環境の大きな変化の中で、先人たちから浦安を受け継いだ私たちには、次世代に浦安の輝きを継承していくことが求められます。

そのためには、一人ひとりがまちづくりの主体としての意思を持ち、誰もが自分らしく輝き、生き生きと活動し、人が、そしてまちが躍動する「浦安」を創っていかねばなりません。

ここに、すべての市民の幸せを願い、浦安市のまちづくりの将来都市像を「人が輝き躍動するまち・浦安～すべての市民の幸せのために～」と設定し、まちづくりを進めていきます。

人が輝き躍動するまち・浦安
～すべての市民の幸せのために～

第3章 まちづくりの基本姿勢

まちづくりにあたり、以下の3つのまちづくりの基本姿勢のもと、将来都市像の実現を目指します。

【基本姿勢1】安全・安心

生命・財産を守ることが、市民一人ひとりの幸せの礎となります。

また、社会環境が大きく変化する中でも、安定した市民生活を確保することが求められています。

そのため、誰もが災害や犯罪などから守られ、穏やかに暮らせる「安全・安心」のまちづくりを基本とします。

【基本姿勢2】共生・尊重

多様な個性や価値観を認め合うことによって、市民一人ひとりの生活が輝きを増します。

また、誰もが地域の中で生き生きと暮らし、共に支え合う社会の形成が求められます。

そのため、相互の理解と交流のもと、人権が尊重される「共生・尊重」のまちづくりを基本とします。

【基本姿勢3】自主・連携

市民一人ひとりの思いと行動の積み重ね、そしてその結集がまちの躍動につながります。

また、ひとつのまちでは解決できない課題については、広域的な取り組みが求められます。

そのため、市民が自立し主体的にまちづくりに参画し親和するとともに、国や千葉県、近隣自治体と連携する「自主・連携」のまちづくりを基本とします。

第4章 都市構成の基本的な考え方

本市は、二度にわたる公有水面埋立事業とそれに続く住宅や鉄鋼流通基地、テーマパークなどの開発により、首都圏屈指の良好な住環境を誇る住宅都市としての性格を基本に、鉄鋼流通を核とした流通・加工・業務の機能が立地する工業ゾーン、テーマパークやホテル、大型商業施設などが集積するアーバンリゾートゾーンを加えた3つの都市構成のもと発展を続けてきました。

埋立地での開発が終盤に差しかかり都市としての成熟期を迎える中、今後も活力ある都市として、将来都市像を実現していくためには、引き続き、住宅ゾーン、工業ゾーン、アーバンリゾートゾーンの3つの都市構成を活かしたまちづくりを進め、少子高齢化の進展や人口減少、技術革新など社会環境の変化に対応しつつ、都市全体としての魅力を高めていく必要があります。

住宅ゾーンについては、かつての漁師町で古くから市街化した地区、農地が宅地化した地区、公有水面埋立事業により開発された戸建地区や大規模住宅団地地区などで構成されており、都市基盤や住宅形態、人口構造など地区ごとに特性が異なることから、それぞれの特性を踏まえ、世代を超えて住み続け、住み継がれる市街地環境を創出します。




立地条件に恵まれた工業ゾーンについては、周辺環境に配慮するとともに、時代の変化にも対応しながら、集積する機能の維持・更新を促進します。

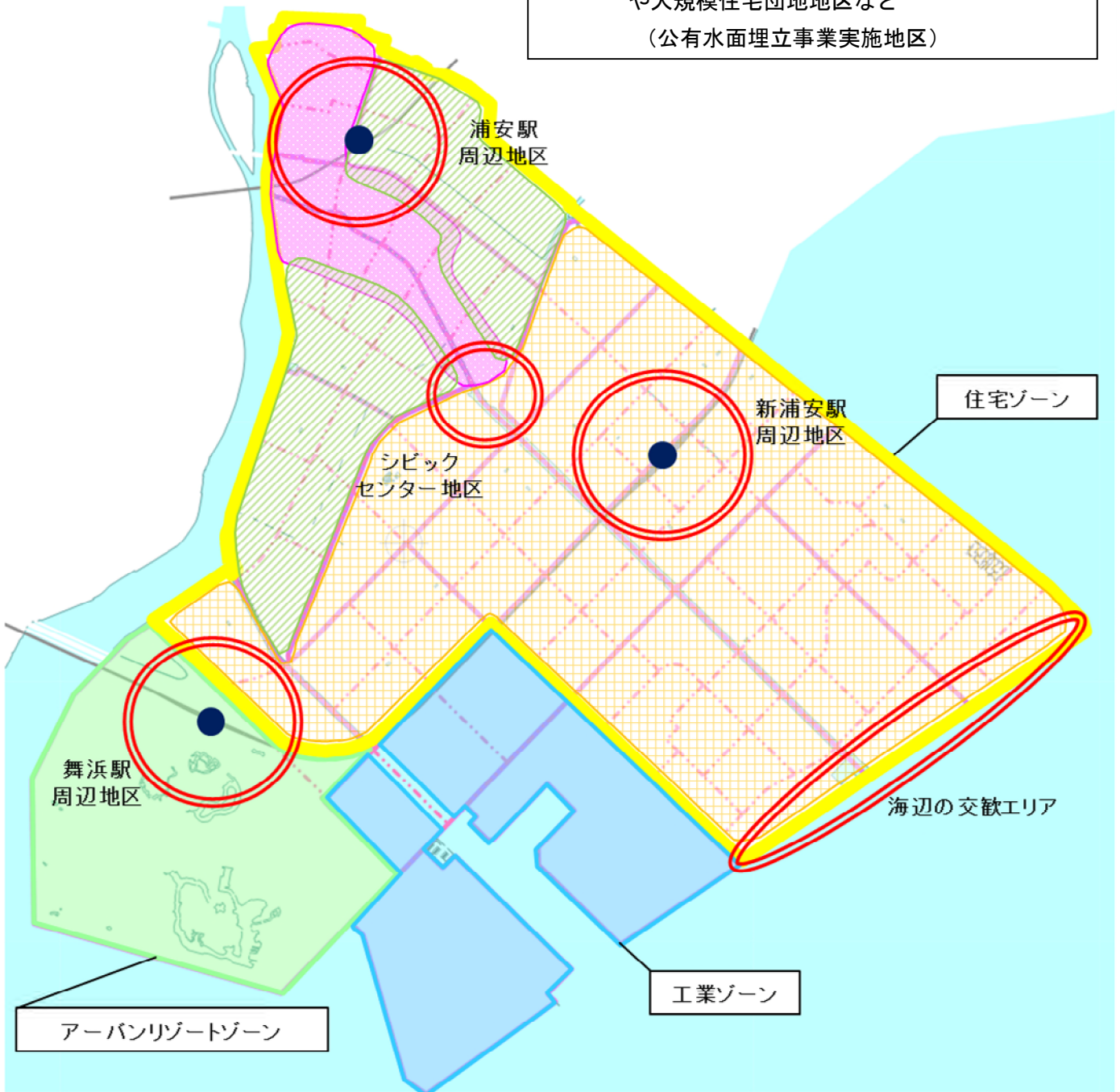
国内だけでなく海外からも多くの人々が集うアーバンリゾートゾーンについては、今後にもぎわいと活力に満ちたゾーンとして発展していけるよう土地利用を促進します。

また、鉄道3駅を中心とした都市拠点のほか、行政・文化・福祉の機能が集積するシビックセンター地区や日の出・明海・高洲地区の海岸沿いの海辺の交歓エリアを拠点として位置付け、それぞれの特性を活かした機能強化を図ります。

◇都市構成の基本的な考え方

住宅ゾーンの凡例

-  : かつての漁師町で古くから市街化した地区
-  : 農地が宅地化した地区
(土地改良事業実施地区)
-  : 公有水面埋立事業により開発された戸建地区
や大規模住宅団地地区など
(公有水面埋立事業実施地区)



第5章 基本目標

将来都市像を実現していくため、以下の4つの基本目標を掲げ、まちづくりを進めます。

【基本目標1】育み学び誰もが成長するまちへ

安心して子どもを産み、育てられるまちを目指します。また、子どもたちの可能性を引き出し、生きる力を育むとともに、誰もが学び、文化、スポーツ活動などを通じて成長し、交流できるまちを目指します。

(1) 子どもの育ちと子育てを応援する

誰もが安心して子どもを産み育て、また、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、地域並びに社会全体で子どもの育ちと子育てを支える環境を整備します。

(2) 子どもの可能性と未来を拓く教育を推進する

すべての子どもたちが、等しくかつ質の高い教育を受け、それぞれの個性を伸ばし主体的に考え、生きる力を育ていけるよう、幼児・学校教育の充実を図るとともに、学校と家庭や地域が連携した教育に取り組みます。

(3) 生涯にわたる学びと人のつながりを大切にする

誰もが生涯にわたり人とつながり、生きがいを持って豊かな人生を送ることができるよう、文化やスポーツに親しめる場と機会の充実を図るとともに、市民の学習活動や地域・まちづくり活動などの支援に努めます。

【基本目標2】誰もが健やかに自分らしく生きられるまちへ

すべての市民が住み慣れた地域の中で、いつまでも健康で、自分らしく心豊かに暮らし続けられるまちを目指します。また、多様性を認め合い思いやりのある、支え合うまちを目指します。

(1) 生涯にわたり健康で安心できる暮らしを実現する

誰もが生涯にわたって心身ともに健康な生活を送ることができるよう、一人ひとりの自発的な健康づくりを支援するとともに、疾病の予防から早期発見、急性期、回復期、慢性期、終末期までの保健・医療体制を整備します。

(2) いつまでも生き生きと笑顔あふれる暮らしを創出する

高齢者も障がいのある方も、誰もが住み慣れた地域の中で、自分らしい生活を送ることができるよう、地域住民や地域の多様な主体が支え合いながら、一人ひとりが生きがいを持ち、適切な介護・福祉サービスを受けられる地域社会づくりを進めます。

(3) 多様性を認め合い心豊かになる暮らしを構築する

地域社会を構成する誰もが互いを思いやり、支え合いながらより豊かに暮らすことができるよう、市民一人ひとりの人権が尊重され、それぞれが個性を発揮し、活躍できる地域社会づくりを進めます。

【基本目標3】安全・安心で快適なまちへ

市民の尊い生命と貴重な財産を守るため、災害や犯罪に強いまちを目指します。また、地球環境に配慮しつつ、市民がやすらぎとうるおいにあふれた快適な暮らしを実感できるまちを目指します。

(1) 災害に強く犯罪が起こりにくいまちづくりを推進する

災害や犯罪から市民の生命・財産を守り、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるため、防災・減災・応災の視点を持って、震災対策や治水・排水対策の推進、消防体制の充実など総合的な防災体制の整備を進めるとともに、地域ぐるみの防犯体制の充実に努めます。

(2) 水と緑を活かした快適な環境を整備する

やすらぎとうるおいあるまちづくりを進めていくため、身近に水辺を感じられる親水空間の創出や地域の状況にあわせた公園・緑地の整備に努めるとともに、環境への負荷の少ない持続可能な社会づくりを進めます。

(3) 暮らしを支える都市基盤を整備する

市民が快適に暮らし、住み続けていけるよう、地域の特性やまちの成熟にあわせた市街地の整備を推進するとともに、安全で機能的な道路網や公共交通環境、ライフラインなど都市基盤施設の充実に努めます。

【基本目標4】多様な機能と交流が生み出す魅力あふれるまちへ

本市が持つ観光資源や立地特性などを活かし、社会環境の変化に応じ、観光・リゾート、商業、工業、業務機能など多様な都市機能を持つにぎわいや創意と活力にあふれたまちを目指します。

(1) 魅力あふれる観光・リゾートを振興する

より魅力あるまちとなるよう、アーバンリゾートゾーンについては、市民が誇れるゾーンとして整備を促進するとともに、水辺に育まれた地域性や文化資源を活用した観光の振興を図ります。

(2) 新しい時代に対応した地域産業を振興する

地域経済の活力を維持していくため、中小事業者の育成、起業の支援など地域産業の振興や消費生活環境の充実に努めるとともに、長期的視点に立った工業ゾーンの維持・更新を促進します。

(3) まちのにぎわいと活力を創出する拠点を整備する

活力あふれるまちとして発展し続けるよう、鉄道3駅周辺の都市拠点やシビックセンター地区、海辺の交歓エリアについて、それぞれの特性を活かした機能強化を図るとともに、まち全体の活性化を図るため、各拠点の機能を有機的に連携するネットワークの強化を図ります。

第6章 持続可能な行財政運営の推進

急激な少子高齢化の進展など、本市を取り巻く社会環境が変化してきている中、今後、これまでのような税収の伸びが期待できなくなるとともに、社会保障関連経費の増加や行政サービスの多様化など、人口構造の変化に伴い多くの課題が生じ、これまでと同様の行政サービスを提供することが厳しい状況になると予想されます。

しかしながら、今後20年先の社会経済情勢を見据えながら、こうした課題に適切に対応し、将来都市像の実現に取り組まなければなりません。

そのため、「最少の経費で最大の効果を生む行政運営」を基本に、真に必要な施策を見極め、事務事業の効率化に努めるとともに、限りある行政資源の有効活用を図ります。

また、市民、議会及び市の三者が一体となって総力を結集し、それぞれがまちづくりの担い手として適切な役割分担のもと、まちづくりを推進するとともに、国や千葉県、近隣自治体との連携強化を図ります。

基本計画

第1章 基本計画の基本的考え方

第2章 都市構成の基本方針

第3章 うらやすポリシーミックス～豊かな成熟社会を創造するための挑戦～

第4章 施策の体系

第5章 分野別計画

第6章 計画実現のために

第1章 基本計画の基本的考え方

基本計画の策定にあたり、計画の意義、期間並びにすべての施策分野にわたり共通して念頭に入れておくべき事項として、将来人口及び財政の見通しを示します。

1 基本計画の意義

基本計画は、基本構想に掲げた将来都市像の実現に向けて、市が計画的に推進する施策を総合的、体系的に明らかにした行財政運営の指針であるとともに、市民と連携してまちづくりを進めていくための指針となるものです。

また、基本計画は、国や千葉県あるいは民間の機関、団体などが市内で進める計画や事業を調整し、誘導していくための指針としての役割も持っています。

なお、この計画に基づき施策を計画的、効率的に実施していくため、財政的な裏づけを持たせた具体的事業を示す実施計画を策定します。

2 基本計画の期間

基本計画の計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間とします。

ただし、この計画が社会経済情勢の変化や市民生活の実態などに柔軟に対応できるものとしていくため、期間の中途において見直しを行うものとします。

3 将来人口・世帯数の見通し

計画目標年度の令和11年（2029年）の本市の人口は、令和2年（2020年）の総人口171,524人から約7,400人（4.3%増）増加し、概ね179,000人になることが見込まれます。

また、65歳以上の高齢者人口は、令和2年（2020年）の29,932人から約6,500人（21.6%増）増加し、概ね36,000人となり、総人口の20.3%を占めるほか、75歳以上人口は令和2年（2020年）の13,314人から約7,500人（56.6%増）増加し、概ね21,000人になることが見込まれます。特に新町地域の65歳以上の高齢者人口は、令和2年（2020年）の4,998人から概ね8,500人と大幅に増加することが見込まれます。

世帯数は、81,487世帯から、約5,800世帯（7.1%増）増加し、概ね87,000世帯になることが見込まれます。

また、65歳以上の高齢単身世帯数が令和2年（2020年）の7,038世帯から約2,600世帯（37.1%増）増加し、概ね10,000世帯になることが見込まれます。

以上のことから、本市では、総人口が大きく減少に転じるリスクは少ないものの、15歳から64歳までの生産年齢人口が減少局面に移行するとともに、高齢者人口、特に75歳以上の人口の増加に拍車がかかることなど、人口構造の大きな変化が見込まれます。

そのため、こうした人口構造の変化に適切に対応するとともに、まちの活力を維持しながら、「このまちに住みたい、住み続けたい」と思える魅力的なまちづくりを推進します。

(1) 将来人口

◇地域・年齢4区分別人口

単位：人、%

区分	令和2年 (2020年)		令和6年 (2024年)		令和11年 (2029年)		
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	
元町	15歳未満	8,605	11.9	8,800	11.7	9,396	12.2
	15-64歳	54,048	74.5	56,038	74.4	55,779	72.6
	65歳以上	9,897	13.6	10,481	13.9	11,677	15.2
	うち75歳以上	4,365	6.0	5,419	7.2	6,353	8.3
	人口総数	72,550	-	75,319	-	76,852	-
中町	15歳未満	6,904	12.0	6,604	11.5	6,325	11.2
	15-64歳	35,536	61.8	35,167	61.2	34,137	60.2
	65歳以上	15,037	26.2	15,703	27.3	16,247	28.6
	うち75歳以上	6,930	12.1	9,103	15.8	10,723	18.9
	人口総数	57,477	-	57,474	-	56,709	-
新町	15歳未満	6,892	16.6	6,384	14.3	5,711	12.6
	15-64歳	29,607	71.4	31,850	71.6	31,222	68.8
	65歳以上	4,998	12.0	6,271	14.1	8,461	18.6
	うち75歳以上	2,019	4.9	2,807	6.3	3,778	8.3
	人口総数	41,497	-	44,505	-	45,394	-
全市	15歳未満	22,401	13.0	21,788	12.3	21,432	12.0
	15-64歳	119,191	69.5	123,055	69.4	121,138	67.7
	65歳以上	29,932	17.5	32,455	18.3	36,385	20.3
	うち75歳以上	13,314	7.8	17,329	9.8	20,854	11.7
	人口総数	171,524	-	177,298	-	178,955	-

【参考】

◇全国及び千葉県の地域・年齢4区分別人口

単位：千人、%

区分	令和2年 (2020年)		全国: 令和6年(2024年) 千葉県: 令和7年(2025年)		全国: 令和11年(2029年) 千葉県: 令和12年(2030年)		
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	
全国	15歳未満	15,075	12.0	14,276	11.6	13,353	11.1
	15-64歳	74,058	59.1	72,181	58.6	69,507	58.0
	65歳以上	36,192	28.9	36,704	29.8	36,990	30.9
	うち75歳以上	18,720	14.9	21,207	17.2	22,823	19.0
	人口総数	125,325	-	123,161	-	119,850	-
千葉県	15歳未満	724	11.7	675	11.0	639	10.7
	15-64歳	3,727	60.1	3,653	59.7	3,528	58.9
	65歳以上	1,754	28.3	1,791	29.3	1,819	30.4
	うち75歳以上	886	14.3	1,072	17.5	1,126	18.8
	人口総数	6,205	-	6,118	-	5,986	-

資料：将来推計人口・世帯数（国立社会保障・人口問題研究所）

(2) 将来世帯数

◇世帯数と1世帯当たり人員

単位：世帯、人

区 分		令和2年 (2020年)	令和6年 (2024年)	令和11年 (2029年)
元町	世帯数	40,387	42,208	42,413
	1世帯当たり人員	1.80	1.78	1.81
中町	世帯数	25,943	26,555	26,610
	1世帯当たり人員	2.22	2.16	2.13
新町	世帯数	15,157	16,917	18,285
	1世帯当たり人員	2.74	2.63	2.48
全市	世帯数	81,487	85,680	87,308
	1世帯当たり人員	2.10	2.07	2.05

◇高齢単身世帯数

単位：世帯、%

区 分			令和2年 (2020年)	令和6年 (2024年)	令和11年 (2029年)
元町	75歳以上	実数	1,542	1,917	2,298
		比率	3.8	4.5	5.4
	65歳以上	実数	2,952	3,206	3,661
		比率	7.3	7.6	8.6
中町	75歳以上	実数	1,816	2,474	3,217
		比率	7.0	9.3	12.1
	65歳以上	実数	2,932	3,404	3,993
		比率	11.3	12.8	15.0
新町	75歳以上	実数	756	1,026	1,396
		比率	5.0	6.1	7.6
	65歳以上	実数	1,154	1,490	1,996
		比率	7.6	8.8	10.9
全市	75歳以上	実数	4,114	5,417	6,911
		比率	5.0	6.3	7.9
	65歳以上	実数	7,038	8,100	9,650
		比率	8.6	9.5	11.1

【参考】

◇全国及び千葉県の高齢単身世帯数

単位：千世帯、%

区 分			令和2年 (2020年)	全国：令和6年 (2024年) 千葉県：令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)
全国	75歳以上	実数	3,958	4,560	5,045
		比率	7.3	8.4	9.4
	65歳以上	実数	7,025	7,427	7,959
		比率	13.0	13.7	14.8
千葉県	75歳以上	実数	174	217	235
		比率	6.5	8.1	8.8
	65歳以上	実数	320	348	371
		比率	12.0	12.9	13.9

資料：将来推計人口・世帯数（国立社会保障・人口問題研究所）

4 財政の見通し

本市は、これまで公有水面埋立事業や交通網の発達、住宅開発の進展などにより、人口が急増し大きな発展を遂げてきました。こうした中、市の歳入面においては、人口増に伴う個人市民税や大規模住宅開発などによる固定資産税、さらには産業の振興などによる法人市民税などが増加し、子育て支援をはじめ、障がいのある方や高齢者への福祉、教育など、様々な分野において市民サービスを着実に実行してきました。

しかしながら、将来人口の見通しでは、人口の伸びが鈍化傾向に転じることや、少子高齢化の進展による人口構造の変化などに伴い、今後の市政運営に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

市税については、固定資産税や法人市民税などは、今後も安定して推移していくものと考えられますが、個人市民税の納税主体である生産年齢人口が令和6年（2024年）をピークとし、緩やかな減少基調に転じ、これまで堅調に推移してきた市税収入全体は、減収傾向に転じるものと想定されます。

一方、経常的な経費については、高齢者人口のうち、特に75歳以上の人口の増加を背景に、介護給付費をはじめとする社会保障関連経費などが継続的に増加し、計画期間10年間で約40%の増加が見込まれます。

さらに、昭和50年代に集中的に整備してきた公共施設の改修、道路などの都市基盤施設の維持補修、ごみ処理施設の延命化対策などが相次ぎ、多額の経費が必要とされます。

今後、歳出が増加傾向となることから、歳入歳出の収支均衡を図るため、これまで以上に財政調整基金の活用や財源などが必要となります。

そのため、一定規模の財政調整基金の確保に努めるとともに、今後の社会経済情勢を見据え、国・県支出金に加え、民間活力の活用や新たな財源などによる積極的な歳入の確保はもとより、事業の緊急度や優先度を見極め、これまで以上に事業の見直しなど歳出における経費の抑制を行い、将来にわたって持続可能な財政運営の堅持に努めます。

第2章 都市構成の基本方針

本市は、地区ごとに特性が異なる「住宅ゾーン」と流通・加工・業務の機能が立地する「工業ゾーン」、テーマパークやホテル、大型商業施設などが集積する「アーバンリゾートゾーン」で構成されています。

人口減少・少子高齢社会への突入など社会全体が大きく変化し、また、本市が成熟期へと移行していく中、今後も活力を維持し魅力あふれる都市として発展していくため、この3つの都市構成を維持しつつ、時代の変化に適切に対応した土地利用を図るとともに、各地域の特性や集積する機能を活かした拠点の充実と拠点間の連携を図ります。

1 土地利用の方向

(1) 住宅ゾーン

住宅ゾーンについては、地区の特性を踏まえながら、現在の良好な住環境の保全や充実に取り組むとともに、地区の利便性や活力維持などの観点も加味し、少子高齢化に対応した市街地への転換を図っていきます。

かつての漁師町で古くから市街化した堀江・猫実・当代島地区については、神社・仏閣など他の地域にはないまちの風情を持つ一方で、老朽化した木造家屋が密集し、都市基盤が脆弱な区域も多く、住環境や防災面での課題を抱えています。そのため、歴史的な市街地構造と既存の地域資源を活かしながら、密集市街地の再整備や都市基盤の整備により、居住環境の改善や防災機能の向上を図ります。

戸建住宅地区や大規模な集合住宅団地のうち、開発から30年以上が経過した地区については、住宅の老朽化や居住者の高齢化が進んでいます。そのため、戸建住宅地区では、良質な住宅地の維持に加え、地区の利便性や活力維持などの観点も加味しながら地域主体のまちづくりを進めるとともに、大規模な集合住宅団地の維持・更新に取り組めます。

多様な都市機能の立地を目標に計画的な開発が進められた日の出・明海・高洲地区については、埋立地での開発が終盤を迎える一方、一部では土地利用の転換が生じています。そのため、未利用地や今後二次開発が進んでいくことが見込まれる街区などでは、良好な市街地の保全を基本に、地区の利便性や活力の維持といった視点も持ち開発を誘導するとともに、市全体の人口構造や周辺環境の変化を踏まえ、多様な世代、多様なライフスタイル、多様な暮らしの価値観を持った人々が定着しやすい幅広い居住環境の創出に努めます。

その他、商業・業務施設、工場・事業所など様々な用途の建物が混在する地区や、賃貸住宅が多く立地する地区については、低未利用地を中心に住宅用途への転換が進んでおり、今後も人口増加や賃貸住宅における若年層の流入が見込まれます。これらの地区については、その特性を活かしながら住環境の向上と適正な開発の誘導に努めます。

(2) 工業ゾーン

工業ゾーンについては、鉄鋼通り・港地区の一部に鉄鋼の流通・加工基地である浦安鉄鋼団地が立地しており、港・千鳥地区には、倉庫・流通・加工・業務などのほか、住工混在の解消のため移転してきた工場なども立地しています。

また、工場や事業所の操業環境を守るため、特別用途地区や地区計画が定められています。

今後も周辺環境との調和や操業環境の維持に努めつつ、長期的な展望のもと、時代の変化にも対応しながら、集積する機能の維持・更新を促進します。

(3) アーバンリゾートゾーン

アーバンリゾートゾーンについては、テーマパークやホテルなどが集積し、国内だけでなく海外からも来訪者を集める魅力あふれるリゾート地となっています。

今後も周辺住宅地の環境と調和しながら、地域の魅力をさらに育みより多くの人に親しまれ市民が誇れるリゾート地となるよう、ゾーンの特性を踏まえたふさわしい機能の集積を促進します。

2 拠点の整備・充実

鉄道3駅を中心とした都市拠点、行政・文化・福祉の機能が集積するシビックセンター地区、日の出・明海・高洲地区の海岸沿いの海辺の交歓エリアを拠点として位置付け、それぞれの特性を活かした機能の集積や拡充などを図ります。また、各拠点を結ぶネットワークの強化を図ります。

(1) 都市拠点

浦安駅周辺地区については、本市の商業や経済の拠点として位置付け、防災機能の確保を視野に入れながら、「交通結節機能の強化」、「商業の振興」、「多様な都市機能の導入」を基本的な柱として持続的発展に向け、段階的に再整備を図ります。

新浦安駅周辺地区については、市民の文化活動や交流などといった、にぎわいのある都市生活の拠点として位置付け、駅前広場の機能強化や道路交通環境の向上を図ります。

舞浜駅周辺地区については、アーバンリゾートゾーンの玄関口及び地区住民の生活拠点として位置付け、舞浜駅南口、北口の機能分離の考え方のもと、住民と来訪者、双方に配慮した機能の強化を図ります。

(2) シビックセンター地区

市役所周辺のシビックセンターコア地区については、行政・文化の拠点として位置付け、今後も拠点としての機能が持続的かつ効率的に発揮されるよう、維持・更新を図ります。

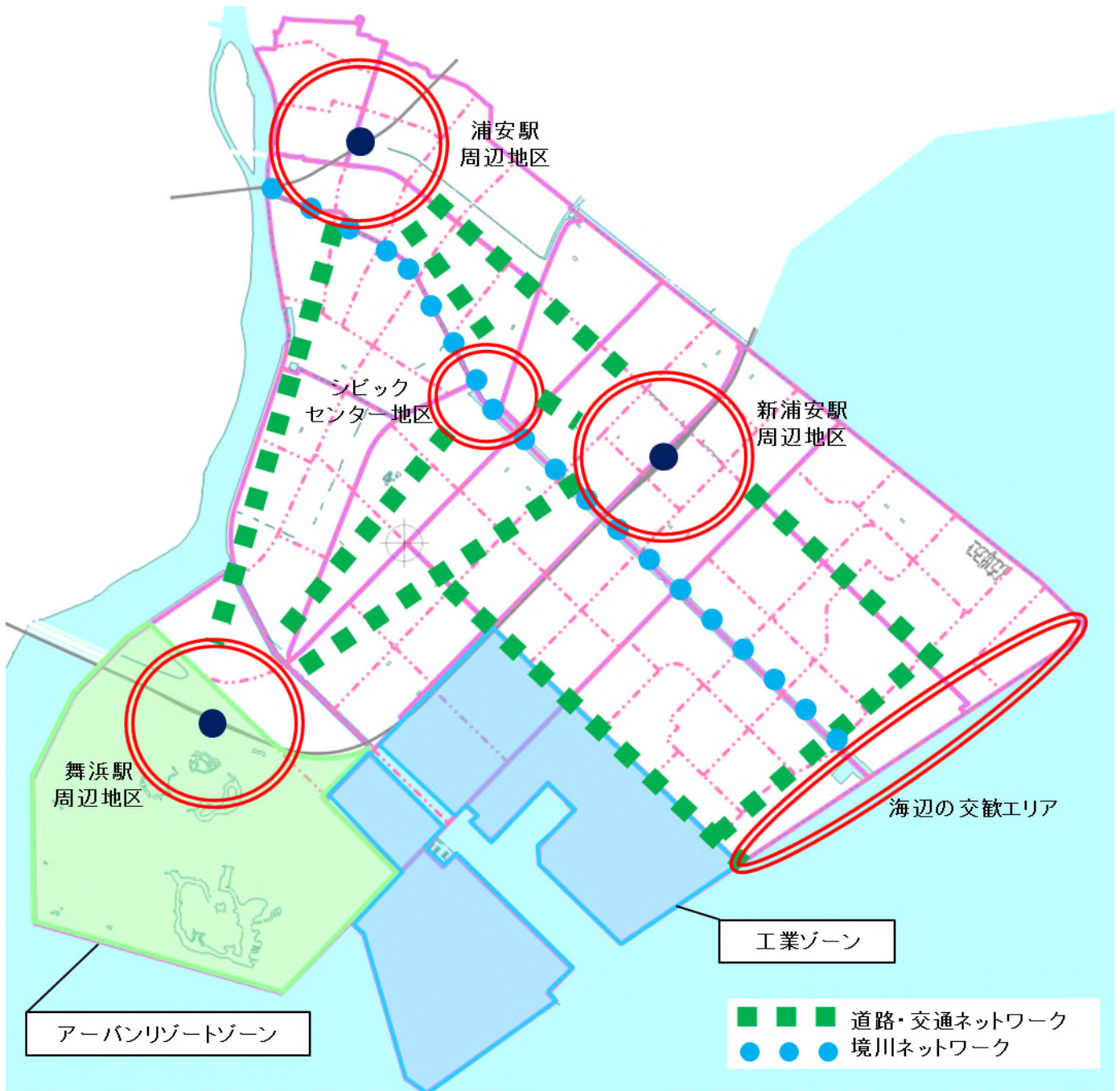
福祉機能が集積するシビックセンター東野地区については、福祉の拠点として位置付け、地域ごとに提供する福祉サービスと連携を図りながら、今後とも良質な福祉サービスを安定的かつ継続的に提供できるよう機能の充実を図ります。

また、シビックセンター地区全体としての拠点機能の強化・充実を図ります。

(3) 海辺の交歓エリア

海辺の交歓エリアについては、市民が海とふれあいながら憩い、交流できる拠点として位置付け、引き続き市民が海を身近に感じられる空間の創出を図るとともに、大規模な公園などのこれまでに集積してきた機能や水際線に位置する立地特性を活かしながら、更なる魅力の向上を図ります。

◇都市構成の基本方針



第3章 うらやすポリシーミックス ～豊かな成熟社会を創造するための挑戦～

基本構想に掲げた将来都市像を実現するためには、市民、事業者、市が連携して、市の様々な施策を効果的に組み合わせ展開していくことが重要です。

特に、今後、人口構造の変化などにより財源不足が懸念される中、重要度や緊急度を見極めた施策の展開が不可欠です。

そのため、今後、基本計画の計画期間（令和2年度（2020年度）～令和11年度（2029年度））の10年間に取り組むべき施策と、その先に向けて進めていかなければならない施策を「うらやすポリシーミックス」として位置付け、豊かな成熟社会の創造に向けて取り組みます。

1 安心して暮らせるまちへ 10年間の挑戦

（1）安全・安心に直結する施策

市民の生命、財産を守ることはまちづくりの基本であり、また、快適な暮らしの低下を招くことがあってはなりません。

行財政運営に大きな影響を与える事業であっても、安全・安心に直結する施策については積極的に進めていきます。

①市街地再整備の推進

近い将来、大規模地震の発生が想定される中、家屋が密集し、都市基盤が脆弱な地区では火災の延焼拡大や建物の倒壊、避難の困難さが懸念されており、不燃化や避難路の確保が急務となっています。また、東日本大震災の液状化現象により、土地の境界が不明確になっていることから、引き続き地籍調査を実施する必要があります。

堀江・猫実元町中央地区の不燃化

堀江・猫実元町中央地区においては、火災による延焼拡大の防止と避難路を確保するため、新中通りをはじめとする道路の拡幅整備に取り組むとともに、建物の不燃化を促進します。

狭あい道路の拡幅

個々の建物からの安全な避難路を確保するため、狭あい道路の拡幅や未接道宅地の解消に取り組めます。

震災被災地区の地籍調査

東日本大震災によって不明確となった土地の境界については、今後想定される災害に対する復旧の迅速化が図られることから地籍調査の手法を導入し、境界の明確化を推進します。

②治水体制の確立

近年、地球温暖化に伴う気候変動による台風の大型化や集中豪雨の頻発化など自然災害のリスクが高まっています。災害による被害を減らすためには、市民の防災意識や地域防災力など災害対応力の向上を図るとともに、治水など都市基盤の強化を図ることが必要です。

境川河口部への水門設置

高潮などによる水害を防ぐため、境川河口部の水門の新設について、財政負担を含め千葉県と協議を進めます。

市内ポンプ場の更新整備

老朽化する排水機場・ポンプ場の改修や建て替えも視野に入れ、雨水排水施設の適正な維持管理に努めるとともに、千葉県が管理する水門・排水機場の耐震化や適正な維持管理を促進します。

雨水貯留施設の整備

近年、局地化・激甚化する集中豪雨や台風などによる都市型水害に備え、関係機関と協議しながら、1時間あたり60mmの降雨に対応する雨水排水施設の整備に取り組みます。

③安定したごみ処理体制の確立

廃棄物は日々の生活を営む上で必ず発生することから、市民の衛生的な生活環境を維持するためのクリーンセンターは必要不可欠な施設です。また、市内に最終処分場を持たない本市では、ごみの減量や再資源化を目指す循環型社会を形成することが重要です。

クリーンセンターの長寿命化

ごみ焼却施設については、将来の建て替えに要する財源確保を視野に入れながら、平成7年（1995年）の竣工から50年間の運用を目指し延命化工事に取り組みます。また、あわせて不燃・粗大ごみ処理施設や再資源化施設についても、延命化工事に取り組みます。

最終処分場の確保

廃棄物の最終処分については、県外の民間施設に依存しているため、更なる最終処分量の削減に努めるとともに、引き続き最終処分場の確保に取り組みます。

④公共施設の整備・再生・長寿命化

将来の人口構造の変化に対応した公共施設の整備や再生、施設の長寿命化、維持管理の効率化などを計画的に推進し、コストの縮減や平準化に取り組むことが必要です。

公共施設の再生

地区の特性や人口構造の変化に伴い、公共施設に必要な機能を再検討する時期にきていることから、既存施設の機能の見直しに取り組みます。

老朽化施設の長寿命化

施設の長寿命化や省エネルギー化、維持管理の効率化などを計画的に推進し、コストの縮減や平準化に努めます。

公共施設の適正配置

防災や教育、コミュニティ施設など現在の公共施設を補完し、市民が将来にわたって安心して快適にサービスを楽しむよう、消防出張所など公共施設の適正配置に取り組みます。

(2) 子ども・子育て支援と地域福祉施策

豊かで活力ある地域社会の形成には、次代を担う子どもたちが健やかに育ち社会で活躍していくことが不可欠です。

また、少子高齢社会の中、改めて温かい人間関係の中で、誰もが地域の中で共に暮らし、共に生き、共に支え合うことのできる地域社会の形成が最重要課題となっています。

①子どもの育ち・子育て支援と学校教育の充実

児童虐待やいじめ問題により、子どもの生命や身体に係る重大な事案が起こることのないよう、今後も引き続き、未然防止と早期発見、早期対応を図っていく必要があります。

また、子育て支援の充実を図るため、待機児童の解消や保護者の経済的な負担の軽減を図っていく必要があります。

すべての児童生徒が等しくかつ質の高い教育を受けられるよう教育環境の整備や一人ひとりの個性、可能性を伸ばしていけるようきめ細やかな教育が必要です。

子どもの人権の擁護

子どもの人権が尊重される社会の実現に向け、児童生徒などを対象とした人権教育を推進します。また、児童虐待やいじめ、体罰などの未然防止と早期発見、早期対応に向け、児童相談所など関係機関との連携を強化するとともに、スクールライフカウンセラーやいちょう学級などによる相談支援体制の充実を図ります。さらに、重大事案発生時における危機管理体制を強化します。

子育て支援の充実

待機児童を解消するため、認可保育所や小規模保育所の整備など、保育定員の拡充を図ります。また、保護者の経済的負担の軽減を図るため、学校給食費の無償化に向け取り組みます。

ICT教育の推進

児童生徒が情報化時代に求められる資質や能力を身に付け、自ら未来を切り拓いていけるよう、情報活用能力を育成するICTを活用した教育を推進します。

特別支援学校の誘致

特別な教育的支援の必要な児童生徒が、より身近な場所で、一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導や支援が受けられるよう、県立特別支援学校の誘致に向けて千葉県と協議を進めます。

学校施設の適正配置

教育機会の均等を図るため、各学校区における今後10～20年先の児童生徒数の動向を適切に見極めながら、学区の変更や学校の統合などに取り組みます。

②地域での福祉・医療・介護施策の充実

すべての市民が住み慣れた地域で自分らしく生き生きとした生活を送るためには、地域の中で気軽に相談できる場や在宅医療の提供体制の整備を図るとともに、継続的に良質な福祉サー

ビスを提供できるよう、福祉・介護を支える資源の確保に努めることが重要です。また、自らが望む生活を送ることができるよう、住まいの場の充実を図ることも必要です。

地域包括支援センターの自治会レベルでのサテライト設置

地域の中で気軽に相談できるよう、自治会レベルで地域包括支援センターのサテライトを設置し、きめ細やかな相談支援体制の充実を図ります。

在宅医療、福祉・介護の資源づくり

医療機関や訪問看護、福祉・介護サービス事業所などと連携を図りながら、効果的・効率的な在宅医療の提供体制を整備するとともに、「支え手」と「受け手」という関係を超えた福祉・介護の人材の確保に努めます。

多様な住まいの場の充実

今後の高齢社会を見据え、特別養護老人ホームやグループホームなど住まいの場の確保に努めます。

また、障がいのある方が自らの意思により住み慣れた地域の中で、グループホームをはじめとする多様な住まい方が選択できるような環境づくりに取り組みます。

(1) 都市構造の変化に対応する施策

公有水面埋立事業に伴う住宅地開発から 40 年が経過し、急激な高齢化の進展による人口構造の変化や住宅の老朽化などの課題が顕在化してきています。

このような中、本市が活力を維持し更なる飛躍をしていくためには、構造的な課題に対して取り組んでいく必要があります。

①ニーズに合った土地利用のあり方

これまで、計画的に整備された住宅地では、良質な住環境の維持保全に努めてきましたが、少子高齢化が進む中、土地利用のニーズが変化していくことが予測されます。

また、日の出・明海・高洲地区においては、住宅のほか商業施設や業務施設などの誘致を進めてきましたが、今後、商業・業務施設の撤退に伴う二次開発など土地利用の転換が進むことも予測されます。

そのため、市民ニーズを的確に捉えながら、適切な土地利用のあり方について検討していくことが必要です。

将来を見据えた計画住宅地区の規制誘導の検討

計画的に開発された戸建住宅地区については、引き続き良好な住環境の維持保全を図るとともに、地区の利便性や人口構造などの観点から、様々な世代や世帯が住みやすいまちの形成に向けて地域住民が主体的に検討できるよう支援します。

大規模開発の適正な誘導

地域住民が将来にわたり安全で安心して住み続けられる良好な市街地環境の維持保全を推進するため、大規模な土地利用の転換などを伴う開発に際し、適正な土地利用を誘導します。

特に、日の出・明海・高洲地区については、二次開発により当初の土地利用計画とは異なる土地利用が生じるようになり、地区の利便性や活力の維持のほか周辺地域への影響などを考慮しながら開発を誘導します。

②良質な住宅ストックの保全・活用

これまで、大規模住宅開発により、多くの集合住宅や戸建住宅が供給されてきましたが、今後は、これらの住宅を良質な住宅ストックとして維持保全していくとともに、様々な世代や世帯のライフスタイルに応じた住まい方ができるよう検討していくことが必要です。

住宅ストックの活用による住み替えなどの促進

様々な世代や世帯のライフスタイルとニーズに応じた住まい方に対応するため、住宅ストックの活用による住み替えなどを促進します。

③集合住宅の維持管理・建て替え支援

集合住宅については、建物が高経年化しているものもあり、分譲集合住宅については、適正

な維持管理のための支援や将来想定される建て替えなどに向けた取り組みを検討していくことが必要です。

民間事業者によるコーディネートなど相談支援体制の充実

分譲集合住宅の長寿命化や建て替えが円滑に進むよう、管理組合に対してデベロッパーや専門家などを派遣し、具体的な手法などを協議・調整しながら事業を進めていく仕組みを検討します。

④駅周辺の機能強化

都市の魅力や活力を今後も発揮していくためには、東京メトロ東西線とJR京葉線の鉄道3駅周辺の交通結節点としての機能強化が必要です。

浦安駅前バスロータリーの整備

浦安駅周辺地区については、密集市街地の改善や交通結節点としての機能強化を図るため、バスロータリーの整備を視野に入れながら、市有地を活用したバス停留所の一時集約化や道路整備など段階的な整備を進めます。

新浦安駅前広場の機能強化

新浦安駅周辺地区については、交通結節点としての利便性の向上を図るため、駅前広場の二層化を検討するとともに、駅北口のバスベイの設置と歩行空間の拡幅など交通機能の拡充を図ります。

舞浜駅前広場の拡張

舞浜駅周辺地区については、住民と来訪者、双方に配慮した交通結節機能の分担に取り組みます。

⑤地域コミュニティの再構築

今後、少子高齢化の進展による人口構造の変化を背景に、地域が抱える課題が多様化・複雑化する中で、住民自ら地域の課題解決に取り組むことのできる地域コミュニティの再構築が必要です。

地縁団体の活性化

地域には自治会や老人クラブなどの団体があるものの、団体や地域によっては会員数や加入率が減少傾向にあり、すべての地域住民が参加していない状況です。災害時には団体への所属の有無に関わらず互いに支え合うことが必要なことから、自主防災組織を中心にすべての地縁団体や住民が参加できる新たな仕組みづくりを検討します。

自主防災組織の強化

今後も引き続き自主防災組織の活動を支援するとともに、避難所ごとの運営マニュアルの見直しを促進するなど、避難者が主体的に避難所の運営に取り組むことができるよう支援します。

また、水害から自らの地域を自らの手で守り、自衛の減災活動を行う「地域水防団」を設

置します。

地域における居場所づくり

持続可能な地域コミュニティを構築するため、自治会の法人格の取得など、自主的・自立的な地域コミュニティづくりへの取り組みを支援するとともに、自治会集会所や老人クラブ会館などを地域課題の解決や、地域コミュニティを活性化する活動の場として活用できるよう検討します。

(2) 浦安の魅力を高めるための施策

本市は、三方を海と河川に囲まれ、住宅やアーバンリゾート、鉄鋼流通など多様な機能が集積しており、地域資源を活用したまちづくりを進めていく環境が整っています。

民間資金の活用など公民連携により、本市の持つ高いポテンシャルを引き出し、市民がまちに誇りを持てる地域の活力と魅力を高めるための施策を進めます。

①国際会議などM I C Eの誘致や新たな浦安の魅力の発信

本市はアーバンリゾートゾーンを中心としてテーマパークやホテルなどの機能が集積し、国内外から多くの人々が訪れています。こうした機能を活かして、国際会議などM I C Eの誘致や新たな浦安の魅力を発信していくことが必要です。

国際会議の誘致

ちば国際コンベンションビューローや日本政府観光局などの関係機関との連携・協力により、国際会議観光都市として国内外へ広く宣伝活動を実施し、国際会議などM I C Eの誘致を推進します。

舞浜駅周辺への複合観光施設の整備

本市の観光資源や魅力を国内外に向けて効果的・効率的にアピールするため、的確な情報提供の充実を図るとともに、舞浜駅北口の開発にあわせて来訪者に千葉県や本市の魅力を発信する新たな場の整備に取り組みます。

②河川海岸環境の整備・活用

河川海岸の護岸整備については、引き続き市民の憩いの場として可能な限り水辺に近づける空間の整備を進めるとともに、にぎわいの創出や魅力のあるまちづくりに水際線を積極的に活用していくことが必要です。

境川河口の水上演台の整備

境川河口部については、その形状を活かしながら、水上演台などのイベント空間や市民が水辺に親しめる環境の整備を進めるとともに、高洲海浜公園、総合公園と連続性を持たせた整備に取り組みます。

水と緑のネットワーク

更なる魅力向上を図るため、水辺空間と公園や緑道などを有機的に連携し、水際線を繋ぐネットワークの強化に取り組みます。

港海岸の釣り護岸化

港地区の海岸について、開放に向けて千葉県と協議を進めるとともに、釣り護岸としての環境整備に取り組みます。

堀江ドックの再整備と渡船事業

堀江ドックの耐震化を図るため、千葉県による護岸改修の早期整備を促進します。また、耐震化にあわせた防災栈橋の整備など防災機能の強化や、防災栈橋を活用した江戸川区側との渡船事業など堀江ドックの魅力づくりに取り組みます。

猫実川の二層河川化

猫実川については、河川環境の改善を図るため、二層河川などの改修方法について千葉県と協議を進めます。

③まちを舞台としたイベントなどの開催

本市は、境川を中心とした歴史的な市街地や計画的に開発した市街地、テーマパークやホテルなどが集積するアーバンリゾートゾーン、鉄鋼や流通、加工などが集積する工業ゾーンといった、多様な機能が集積し特色ある都市空間を形成しています。こうした都市空間を舞台とした様々なイベントを開催し、市民が気軽にイベントに参加することでまちへの愛着や誇りを持てるような環境づくりが必要です。

浦安ビエンナーレ公募展の開催

浦安を舞台にアーティストが自己表現や創作発表を行い、市民が気軽に文化芸術に触れる機会となる「浦安ビエンナーレ公募展」などの開催に向け取り組みます。

浦安クリテリウムの開催

浦安の水際線やシンボルロード、アーバンリゾートゾーンなどの公共空間を活用して、自転車ロードレースの「浦安クリテリウム」などの開催に向け取り組みます。

e スポーツ大会の開催

e スポーツを通して、子どもたちがICTへの興味・関心を持つきっかけとなることや新たな文化づくりの一翼となるよう「e スポーツ大会」の開催を支援します。

④スポーツ施設の再配置

スポーツ施設に対するニーズの変化に対応するため、スポーツ施設の充実や身近な場所で気軽にスポーツができる環境の整備が求められています。また、トップスポーツチームとの連携などを通してスポーツへの関心を喚起し普及していくことや、市民の競技力の向上に取り組むことが必要です。

運動公園を核としたスポーツ施設の再配置

多様なスポーツニーズに対応したスポーツの機会の充実を図るため、運動公園に集積する様々なスポーツ施設を含めた市内のスポーツ施設について再配置を検討します。

また、トップレベルのスポーツに触れられる機会を提供するため、スタジアムなど運動公園におけるスポーツ施設のあり方について民間事業者やスポーツ関係団体を含めて検討します。

総合型地域スポーツクラブの充実

身近な地域で様々な世代の人が、それぞれの志向やレベルにあわせてスポーツに親しめるよう、スポーツ関係団体と連携しながら、総合型地域スポーツクラブの充実に取り組みます。

第4章 施策の体系

「基本目標1 育み学び誰もが成長するまちへ」から「基本目標4 多様な機能と交流が生まれ出す魅力あふれるまちへ」まで、基本構想に掲げた4つの基本目標に即し、その配下に位置付けた基本方針を具現化するための施策の展開内容などを体系化して示します。

基本構想			
将来都市像	基本姿勢	基本目標	施策の大綱
人が輝き躍動するまち・ 浦安 ～すべての市民の 幸せのために～	安全・安心	1 育み学び誰もが成長する まちへ	1-1 子どもの育ちと子育てを応援する
			1-2 子どもの可能性と未来を拓く教育を推進する
			1-3 生涯にわたる学びと人のつながりを大切にする
		2 誰もが健やかに自分らしく 生きられるまちへ	2-1 生涯にわたり健康で安心できる暮らしを実現する
	2-2 いつまでも生き生きと笑顔あふれる暮らしを創出する		
	2-3 多様性を認め合い心豊かになる暮らしを構築する		
	共生・尊重	3 安全・安心で快適なまちへ	3-1 災害に強く犯罪が起こりにくいまちづくりを推進する
			3-2 水と緑を活かした快適な環境を整備する
			3-3 暮らしを支える都市基盤を整備する
	自主・連携	4 多様な機能と交流が生まれ 出す魅力あふれるまちへ	4-1 魅力あふれる観光・リゾートを振興する
			4-2 新しい時代に対応した地域産業を振興する
			4-3 まちのにぎわいと活力を創出する拠点を整備する

基本計画

施策分野	展開内容
1 子育て	(1)安心して子育てできる環境づくり (2)保育サービスの充実 (3)多様な子育て支援サービスの充実 (4)児童虐待の防止
2 健全育成	(1)子どもの健やかな成長と豊かな心を育む環境づくり
1 学校教育	(1)特色ある教育の推進 (2)一人ひとりの個に応じた指導の充実 (3)教育環境の向上 (4)地域とともに子どもを育む体制の推進
1 生涯学習	(1)市民一人ひとりが学ぶ機会の充実 (2)市民がつながり交流する機会の充実 (3)学びによる豊かな地域づくりの推進
2 文化	(1)歴史・伝統文化の保存・継承 (2)市民が文化芸術に触れる機会の充実 (3)多様な主体による文化を活かした取り組みの推進
3 スポーツ	(1)多様なニーズに対応したスポーツ機会の充実 (2)誰もがスポーツを楽しめる施設の充実 (3)スポーツへの関心を喚起する取り組みの推進
1 健康	(1)自主的な健康づくりの促進 (2)疾病の予防及び早期発見・早期治療の促進 (3)こころの健康づくりの推進
2 医療	(1)地域医療体制の充実
1 高齢者福祉	(1)地域包括ケアシステムの充実 (2)介護予防や日常生活支援の充実 (3)要介護者・介護者支援の充実 (4)生きがいづくりや社会参加の促進
2 障がい者福祉	(1)障がいのある方を支える環境づくり (2)自立と社会参加の促進 (3)権利擁護の促進
3 地域福祉	(1)地域全体で支え合う活動の推進
4 社会保障・生活支援	(1)社会保障制度の適正な運用、国民年金制度の啓発 (2)生活・自立支援の充実
1 平和・人権・男女共同参画	(1)平和事業の推進 (2)人権尊重の推進 (3)男女共同参画・多様性社会の推進
2 コミュニティ	(1)自治会活動の活性化に向けた支援の充実 (2)多様な主体による地域づくりの推進 (3)多文化共生社会の推進
1 防災・消防	(1)地域主体の防災対策の充実 (2)震災に強い都市基盤の整備 (3)密集市街地の改善 (4)治水・排水体制の充実 (5)消防・救急体制の充実 (6)災害時医療体制の充実
2 防犯・消費生活・交通安全	(1)防犯体制の強化 (2)消費生活の向上 (3)交通安全対策の推進
1 水辺環境	(1)水辺のネットワークの形成 (2)河川環境の整備・活用 (3)海岸環境の整備・活用
2 公園・緑地	(1)みどりのネットワークの形成 (2)公園の再生・活用 (3)身近なみどりの保全 (4)多様な主体との連携によるみどりの育成
3 ごみ処理	(1)ごみの減量・再資源化の推進 (2)ごみの適正処理の推進
4 環境保全	(1)地球温暖化対策の推進 (2)多様化・複雑化する生活環境問題への対応
1 市街地・住宅	(1)良好な市街地環境の保全・整備 (2)良質な住宅ストックの形成
2 道路・交通	(1)安全で快適な道路の整備 (2)誰にもやさしい公共交通網の充実
3 生活支援基盤	(1)水道・ガス・電気の安定的な供給 (2)市民ニーズに対応した墓地・斎場の運営
4 下水道	(1)下水道の機能の維持・向上 (2)下水道の普及・促進
1 観光・リゾート	(1)アーバンリゾートゾーンの振興とMICEなどの誘致 (2)地域資源を活用した観光振興の推進
1 地域産業	(1)時代に対応した地域産業の振興 (2)産業を支える人材の育成・確保 (3)経営基盤の安定・強化
1 拠点整備	(1)都市拠点の整備・充実 (2)シビックセンター地区の整備・充実 (3)海辺の交歓エリアの整備・充実
計画実現のために	
1 行政運営	(1)公正で透明性の高い行政運営の推進 (2)行政資源を最適に活用した行政運営の推進 (3)政策課題に即応した組織体制の構築及び人材の確保
2 財政運営	(1)財政の健全化 (2)安定した財源の確保
3 公共施設マネジメント	(1)総合的かつ計画的な運営・維持管理及び更新の推進 (2)需要の変化に応じた機能及び配置の最適化の推進 (3)市有財産の有効活用
4 自主・連携のまちづくり	(1)市政やまちづくりへの市民参加の推進 (2)広域的な連携の推進

第5章 分野別計画

1-1 子どもの育ちと子育てを応援する

1 子育て

■現状と課題

すべての子どもが健やかに生まれ育つためには、安心して妊娠・出産でき、子育てができる環境を整備することが大切です。

また、本市は子育て家庭における核家族が多く、核家族化の進行は、親族からの育児支援を得る機会の減少につながり、地域社会が子どもの育ちを見守る慣習の希薄化などと相まって、出産や子育てに関する親の不安感や負担感が増大する要因にもなっています。

そのため、母子の健康保持と子どもの健やかな発達と育ちを見守り続けるため、医療・保健・教育・福祉など複数の分野が連携・協力を図りながら、支援を充実することが重要です。また、誰もが安心して出産し子育てができるよう、身近な地域での相談に加え、関係機関の連携による専門的な支援や相談体制を充実する必要があります。

女性の就労率の上昇などに伴い、保育需要は一貫して増加しており、これまで市では認可保育所の新設や公立幼稚園の認定こども園への移行など、保育所定員の拡大を積極的に推進してきましたが、待機児童の解消には至っていません。

今後も保育需要の増加が見込まれることから、待機児童の解消に向けた更なる取り組みが不可欠であり、保育の質の向上を図るため、保育士の確保や定着の支援に取り組むことも重要です。

さらに、身近な地域での相談や、親子の交流の場の整備、緊急時における保育の充実など、多様なニーズに応じたサービスの充実を図る必要があります。

ひとり親家庭などは、子育てと生計の確保という二重の役割を一人で担い、保護者の負担が大きく、所得や就業、家事などに困難を抱えるケースも多いことから、生活を支える取り組みが必要となります。

一方、子どもの生命が奪われるなど、重大な児童虐待事件は後を絶たず、大きな社会問題となっています。全国の児童相談所への虐待相談対応件数は、一貫して増加を続け、近年では、関係機関が関わりながら児童虐待による死亡事件が発生するなど、深刻な状態が続いており、本市のこども家庭支援センターによる虐待相談件数も増加し続けています。

児童虐待防止のため、警察や児童相談所、市の関係機関が連携し、適切に役割を分担しながら、切れ目のない支援をしていかなければなりません。

■施策分野の展開内容**(1) 安心して子育てできる環境づくり**

妊産婦の健康を確保するため、妊婦健康診査の実施や産後ケア、訪問・保健指導などにより、疾病及び異常の早期発見、健全な母性の育成に取り組みます。

また、子どもの健康の保持・増進を図るため、乳幼児健康診査や予防接種を適切に実施するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療費の助成などに取り組みます。

母子の健康や妊娠・出産・子育てに対する悩みや不安に適切に対応するため、子育てケアプランの作成をはじめ、子育て相談や学校教育相談など、子どもの誕生から成長段階、家族のライフステージに対応した情報提供や各種相談体制の充実を図ります。

心身の発達に遅れや心配のある子どもが地域において自分らしく健やかに育ち、保護者が安心して子育てできるよう、その発達段階に応じた専門的な相談・療育体制の充実を図ります。

(2) 保育サービスの充実

増加する保育需要に対応し、待機児童を解消するため、認可保育所や小規模保育所の整備など、保育定員の拡充を図ります。

子どもの発達に応じた質の高い保育を提供できるよう、引き続き、保育士などの処遇改善や資質向上の取り組みを推進します。

すべての児童が放課後などに安全な環境の中、多様な活動ができるよう、児童育成クラブについては、対象年齢の拡充や受け入れ定員の増加を図るとともに、運営や施設のあり方について検討します。また、児童育成クラブと放課後子ども教室を一体的に運営する「放課後うらっこクラブ」については、学校や地域と連携し、更なる充実を図ります。

(3) 多様な子育て支援サービスの充実

地域の子育て力を高めていくため、子育て支援の担い手を育成するとともに、子育て中の親子が気軽に集い、相談・交流する場など、身近な地域における子育ての支援の充実を図ります。

在宅で子育てをしている家庭などを支援するため、一時的に保育できなくなった場合、保育園などで一時預かりを実施します。

保護者が病気や介護、出産などで緊急一時的に子どもを預けることができるショートステイやトワイライトステイといった子育て短期支援事業を東野地区の複合福祉施設内で実施します。また、病気や病気回復期の子どもを預かる病児・病後児保育の充実を図ります。

ひとり親家庭などの生活の安定と自立を促進し、子どもの健やかな成長を図るため、経済的支援や就労支援、家事支援などの自立に必要な支援に取り組みます。

(4) 児童虐待の防止

子どもを虐待から守るため、あらゆる機会を捉え、虐待が疑われる子どもの環境を的確に把握し、児童相談所をはじめとした関係機関との連携強化を図り、児童虐待の未然防止及び早期発見・早期対応に取り組みます。また、児童福祉に携わる職員などに向けた研修会や市民向けの広報・啓発活動、相談先の周知徹底、保護者に対する指導・支援を推進します。

DV被害を受けた母子や虐待を受けた児童の一時保護を迅速に行うため、関係機関との連携強化に一層取り組みます。

2 健全育成

■現状と課題

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などを背景に、様々な世代の大人と子どもとの交流や体験活動の機会が減少するなど、子どもが基本的な生活習慣やコミュニケーション能力を身に付けにくい社会環境になってきています。

このような中、子どもが豊かな心を育むためには、家庭におけるしつけや教育力の向上を図るとともに、地域社会全体で子どもの育成に取り組んでいく必要があります。

そのため、子どもが主体的に学び成長できるよう、子どもが安心して過ごせる場や素直に自分を出せる場、好奇心と創造力を刺激される場など、自らの意思で選択し過ごすことができる多様な居場所や環境づくりを行う必要があります。

また、地域社会での様々な活動や体験、世代間交流、異年齢児交流などを促進するとともに、青少年の社会全般の規範意識を高めるため、地域全体の協力により、青少年及び保護者の相談・支援体制を充実する必要があります。

一方、ニートやひきこもりなどの問題が深刻化しつつあり、社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年への支援のあり方が大きな課題となっています。

■施策分野の展開内容

(1) 子どもの健やかな成長と豊かな心を育む環境づくり

年齢の異なる子どもたちが遊びを通じた交流を通じて、自主性や創造性を育むため、安心してのびのびと遊ぶことができる場や過ごせる場の充実を図ります。

また、すべての児童が放課後などに多様な活動ができるよう、児童育成クラブと放課後子ども教室を一体的に運営する「放課後うらっこクラブ」の更なる充実を図ります。

様々な人々との交流や多様な経験を通して、心の豊かさやたくましさを育むことができる環境づくりを、地域と連携しながら進めます。

家庭教育が果たす役割とその重要性に対する保護者の認識をさらに深めるため、保護者の役割や子どもの成長段階に応じた子育てなどについての情報の提供と学習機会の充実を図り、家庭教育力の向上を支援します。

青少年補導員連絡協議会や学校・警察などと更なる連携・協力を図り、地域全体で非行防止と健全育成を支える活動を推進するとともに、相談体制の充実を図ります。

社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもや青少年に対して、状況に応じた支援を行うとともに、家庭・学校・地域がそれぞれの立場から責任を自覚し相互に協力しながら、社会全体で子どもや青少年の成長を支える環境づくりに取り組みます。

1-2 子どもの可能性と未来を拓く教育を推進する

1 学校教育

■現状と課題

近年の技術革新やグローバル化など、教育を取り巻く環境が年々変化し、求められるものも一層多様化しています。

令和2年度（2020年度）から順次実施される、小・中学校の新学習指導要領では、変化の激しい時代の中で、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、自ら未来を切り拓いていけるよう、主体的・対話的で深い学びの実現やICTの活用、論理的思考能力を育むプログラミング教育の必修化、外国語教育の更なる充実などが掲げられています。

こうした教育を取り巻く環境の変化に対応しつつ、教育の根幹となる知・徳・体を育むことはもとより、人との豊かな関わりや郷土愛を育むなど、特色ある教育を推進する必要があります。

児童生徒一人ひとりの学習の理解を深めるため、少人数教育、習熟度に応じた指導などを今後も推進していくことや、近年増加している日本語を母国語としない児童生徒に対する支援などが求められています。また、教職員の資質の向上や、指導方法の工夫・改善を行う必要があります。

特別な教育的支援の必要な児童生徒に対しては、教育的ニーズなどに応じたより適切な指導や支援が受けられるよう、特別支援学級や通級指導教室の整備による多様な学びの場の充実を図るとともに、県立特別支援学校の誘致を促進していく必要があります。

家庭の経済事情による教育の格差が問題となっていることから、経済的な理由により就学が困難な児童生徒や、学業成績が優秀で学習意欲が高い学生に対しても引き続き支援することが求められています。

いじめの問題は、児童生徒の生命や身体に係る重大な事案につながることを懸念されることから、今後も引き続き、いじめの未然防止や早期発見・早期対応を図る必要があります。また、不登校の児童生徒に対しても、スクールライフカウンセラーやいちょう学級などによる相談や学習の支援を行うことが求められています。

すべての児童生徒が、等しくかつ質の高い教育を受けるためには、学校施設などの教育環境の向上が重要であることから、今後10～20年先の児童生徒数の動向を見極めながら、学校規模の適正化や通学区域のあり方について検討していく必要があります。また、老朽化の度合いに応じた施設の改修や、ICT環境の整備などの取り組みを進めることが求められています。

保育需要の増加が見込まれる反面、公立幼稚園・認定こども園の園児数は、減少が見込まれます。そこで、限られた土地や施設を最大限活用するとともに、幼児教育の水準の向上を図るために、公立幼稚園・認定こども園に求められる役割や機能、規模など、公立幼稚園・認定こども園のあり方を見直す必要があります。

学校の安全対策については、警備員や防犯カメラによる犯罪抑止や、通学路安全点検などの交通安全対策を推進するとともに、子ども自身が身を守り、危険に近づく行動をしないための指導が求められています。

社会全体で子どもの成長を支えていくことは、子どもの社会性や健全な育成のために不可欠であることから、学校・家庭・地域・行政が連携し、地域全体で子どもを育む体制づくりが重要です。

■施策分野の展開内容

(1) 特色ある教育の推進

児童生徒がこれからの時代に求められる資質・能力を着実に身に付け、自ら未来を切り拓いていけるよう、教育の根幹となる知・徳・体を育む教育の充実を図ります。また、情報活用能力を育成するICTを活用した教育をはじめ、時代の変化や新たなニーズに対応した教育を推進します。特に国語教育は、情緒力や論理的思考力といったすべての教科や学問の基盤となるものであるため、子ども図書館との連携も含め、一層の充実を図ります。

児童生徒にふるさと浦安の歴史や文化を伝えるため、郷土博物館の活用や歴史・地域学習を推進し、郷土愛を育みます。また、自国以外の文化を理解し、相手を尊重する心を育むため、国際理解教育や平和教育を推進します。

児童生徒が社会へ参画・交流し、社会の一員としての資質を育成するため、学年・世代を超えた交流の場を提供します。

就学前から義務教育9年間を見通した学びの連続性を確保するため、幼稚園・認定こども園・保育園・小学校・中学校の連携教育を推進します。また、市内の保育・教育施設に通う就学前の子どもたちが、等しくかつ質の高い保育・教育を受けられるよう、「浦安市就学前保育・教育指針」に基づき、一人ひとりの特性に応じた指導を推進します。

(2) 一人ひとりの個に応じた指導の充実

児童生徒一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、能力や状況に応じたきめ細やかな教育を推進するため、少人数教育や習熟度に応じた指導、日本語の指導を必要とする児童生徒に対する支援などに取り組みます。

教職員の資質や指導力の向上を図るため、専門的・実践的な研修会や講座の実施、指導に必要な教育情報を円滑に入手できる環境を整備するとともに、学力・生活実態調査の結果を踏まえた指導方法を工夫・改善します。

特別な教育的支援の必要な児童生徒一人ひとりが持てる力を十分発揮できるよう、特別支援学級の全校への整備や通級指導教室の適正な配置を進めるとともに、より身近な場所で、教育的ニーズに対応した指導や支援が受けられるよう、県立特別支援学校の誘致に向けて千葉県と協議を進めます。

経済的理由により就学が困難な児童生徒への必要経費の援助の充実や、学業成績が優秀で学習意欲が高い学生を対象とした奨学支援を行います。また、保護者の経済的負担の軽減を図るため、学校給食費の無償化に向け取り組みます。

いじめや不登校など、児童生徒への指導上の諸問題の未然防止及び早期発見・早期対応に向け、スクールライフカウンセラーやいちょう学級などによる関係機関とも連携した相談支援体制の充実を図ります。また、重大事案発生時における危機管理体制を強化します。

(3) 教育環境の向上

教育機会の均等を図るため、各学校区における今後10～20年先の児童生徒数の動向を適切に見極めながら、学区の変更や学校の統合などに取り組みます。また、各幼稚園・認定こども園についても園児数の動向を適切に見極めながら、規模適正化に取り組むとともに、あり方を検討します。

学校施設の老朽化の度合いに応じた改修・修繕や設備機器の更新、ICT環境の整備など、学

校施設の機能の維持・更新を図ります。

小学校への警備員の配置、防犯カメラの設置による犯罪抑止力の強化と通学路安全点検の実施など、実践的・効果的な防犯対策や交通安全対策を推進します。また、警察と連携した防犯教室や交通安全教室、地域安全マップづくりなどの安全教育に取り組みます。

教職員のこころの健康及び悩みに関する相談支援体制の充実を図ります。

(4) 地域とともに子どもを育む体制の推進

より市民に信頼され開かれた学校となるよう、保護者や地域の方々の意見を幅広く聞きながら、学校、家庭及び地域との連携による学校づくりを推進するとともに、教育方針や具体的取り組みなどの教育情報を提供します。

様々な世代の大人や子どもたちとの交流を通して、将来における多様な進路の存在に触れる機会を創出するとともに、社会性やコミュニケーション能力を身に付けられるよう、家庭・学校・地域との連携・交流の促進や異学年交流活動の充実を図ります。

地域全体で部活動の充実や児童生徒の学力向上を促進するとともに、地域住民と児童生徒の交流を促進するため、地域人材の活用を図ります。

1-3 生涯にわたる学びと人のつながりを大切にする

1 生涯学習

■現状と課題

生涯学習は、人々の知的欲求を満たし、生活の改善や自己実現、さらには人間としての成長につながるものです。

高齢化が進展する中で人生を豊かに生きるためには、生涯にわたって学習し、学んだ知識を地域や社会の課題解決のために活かすことが期待されます。

これまで市では、公民館や図書館、郷土博物館などの施設整備をはじめ、多様な学習ニーズやライフステージに応じた学習機会の提供を行うとともに、学習成果を地域で活かせる取り組みを行ってきました。

今後も市民一人ひとりが、必要なときに必要な知識が得られるよう学習機会の拡充を図るとともに、市民の学習活動につながる情報提供や学習相談体制の充実を図る必要があります。

また、高齢化の進展や地域における人間関係の希薄化が進む中、学び合いや交流を通して市民が地域の中でつながりを持つ重要性はさらに高まるものと考えられることから、学びを通して人と人がつながる環境や団体相互が交流・連携できる環境を充実することが求められています。

さらに、市民一人ひとりが学んだことを地域の中で実践していくことで、地域の課題解決や持続的な発展につながることから、生涯学習を行う多様な主体と連携・協力しながら、学びの成果を活かせる場の充実や、学びと実践をつなぐ人材を育成する必要があります。

■施策分野の展開内容**(1) 市民一人ひとりが学ぶ機会の充実**

多様な学習ニーズに対応するため、ライフステージやライフスタイルに応じた学習機会の提供や誰もが学習しやすい環境の充実、さらには、現代的・地域課題に対応した学習内容などの充実を図ります。

誰もが学習情報を入手できるよう、ICTや広報紙など、適切な手段による情報発信を行うとともに、情報の質の向上など、効果的な情報提供に取り組みます。

子育て世代が親子で読書に親しみ、子どもたちが主体的に学ぶ場として、子ども図書館を整備します。

(2) 市民がつながり交流する機会の充実

市民が学びを通して交流し、地域の中で市民同士がつながりを持てる環境の充実を図ります。

図書館では、個人の調査研究や学習を目的とした施設利用とともに、市民が交流し学び合うことを通して新たな知識を創造できる場としての充実を図ります。

公民館では、市民の主体的な講座などの企画・運営を促進するとともに、主催事業におけるワークショップなどのグループ学習を通して、交流機会の充実を図ります。

団体が継続的に活動できるよう、情報発信の支援や研修機会の提供に取り組みます。また、団体の活動が内部活動に留まることなく、活動を通して地域と関わりを持てるきっかけとなるよう、団体間が交流できる場や機会を提供します。

(3) 学びによる豊かな地域づくりの推進

市民の学びが豊かな地域づくりにつながるよう、介護サービス事業所や子育て支援施設などの関係機関や、自治会などの地域活動団体と連携しながら、市民が身に付けた知識や技能、経験を活かせる場の充実を図ります。

学びの成果が実践に活かせるよう、学びと実践をつなぐ人材の計画的・継続的な育成に取り組むとともに、人材が活躍できる仕組みの充実を図ります。

さらに、保護者、地域住民との協力により、子どもを育み、学びを支援する体制づくりを進めるとともに、大学や民間事業者などとの協力により、地域を支える学習機会の充実を図ります。

2 文化

■現状と課題

文化は、市民一人ひとりの心の豊かさや創造性を育み、人々や地域のつながりを強めるとともに、教育や観光、国際交流など社会のあらゆる分野と関わり、まちや人々の暮らしにうるおいと活力を与えるものです。

本市では日々の暮らしや様々な活動の中で、多くの文化芸術、市民文化、都市文化が形づくられており、こうした中、市では地域に根差した文化の更なる振興・活用を目指し、平成 30 年度（2018 年度）に「浦安市文化政策基本方針」を策定しました。

今後も、地域の文化を後世に伝えるとともに、市民一人ひとりが文化の創造や文化を通じた交流を促進することにより、市民のまちへの愛着とまちの魅力を高めることが重要です。

歴史と伝統文化は、まちの魅力と市民の郷土愛を育む重要な要素の一つであり、今後のまちづくりに向けた源泉となるものです。引き続き、郷土の歴史や伝統文化に触れる機会の提供や文化財の調査・保護、伝統芸能や技能の継承を図る必要があります。また、公有水面埋立事業以降に培われてきた情報や資源についても収集・整理・保存するとともに、市民が触れる機会を提供する必要があります。

文化会館や市民プラザ、音楽ホールなどにおいては、文化芸術を鑑賞・体験・創造・発表できる機会の充実に取り組んでおり、サークルなどの団体をはじめとする、市民の文化芸術活動も活発に行われています。これからも、誰もが生涯を通して、より身近に文化芸術に触れられるよう、様々な文化芸術の公演、展示などへの支援を行うとともに、文化芸術活動への参加機会の充実や地域における文化芸術活動の振興を図る必要があります。

それら文化芸術は、人々のつながりや相互理解をもたらし、多様性を受け入れることができる心豊かな社会の形成や、質の高い経済活動の実現に重要な役割を持つものです。

このような役割を持つ本市が培ってきた様々な文化を、今後、地域コミュニティをはじめ、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの分野に活用しながら、市民文化と都市文化の更なる醸成を図る必要があります。

■施策分野の展開内容**(1) 歴史・伝統文化の保存・継承**

市民がまちの歴史と伝統文化への理解を深め、郷土愛を高められるよう、郷土博物館において、公有水面埋立事業以降、本市が発展してきた経緯を含め、まちの歴史や伝統文化に触れる機会を充実するとともに、郷土資料の収集・調査研究や、文化財の調査・保護に取り組みます。

また、伝統芸能・技能を学び、体験する機会の提供を通して、伝統芸能・技能を伝えられる人材の育成や活用などを進め、歴史と伝統文化を保存・継承します。

(2) 市民が文化芸術に触れる機会の充実

幼児から高齢者まで幅広い世代の方や障がいのある方、在住外国人など、誰もが文化芸術に触れ、実践できる環境の整備に取り組みます。

市民が文化芸術により高い関心を持つことができるよう、市内で実施されている文化芸術に関する情報提供の充実を図るとともに、本市を舞台にアーティストが自己表現や創作発表を行い、市民が気軽に文化芸術に触れる機会となる「浦安ビエンナーレ公募展」などの開催に取り組みます。

市民の自主的・自発的な文化芸術活動を支援するため、文化芸術を鑑賞・体験・創造・発表できる機会の提供に取り組むとともに、青少年が文化芸術活動を体験・参加しやすい環境づくりを進めます。

文化会館や市民プラザ、音楽ホールにおいて、文化芸術に触れられる事業に取り組むとともに、公共の場で市民が気軽に文化芸術に触れる機会と自己表現の場を引き続き提供します。

(3) 多様な主体による文化を活かした取り組みの推進

人と人とのつながりや地域コミュニティを醸成するため、市・市民・団体・事業者・関係機関など多様な主体による文化活動を通して、豊かな文化を育んでいきます。

これまで受け継がれてきた歴史や伝統芸能・技能、三方を水に囲まれた環境や地域資源を活かしながら、観光、経済、福祉、地域振興などの様々な分野において、文化を幅広く活用します。

3 スポーツ

■現状と課題

近年、健康への関心の高まりやライフスタイルの多様化、急速な高齢化の進展などにより、生涯スポーツの重要性が高まっています。

市では平成 22 年度（2010 年度）に、日頃からスポーツを楽しみ、豊かなスポーツを通して、市民一人ひとりが生涯にわたって心身ともに明るく健康であることを願い「生涯スポーツ健康都市」を宣言し、市民が身近なところで自分に合ったスポーツを生涯にわたり楽しめるよう、継続的な活動の普及と意識の向上に努めてきました。

また、各種スポーツ団体やトップスポーツの競技団体と連携・協力し、より多くの市民にスポーツへの関心を喚起する場を創出してきました。さらに競技スポーツの普及や競技力の向上を図るため、地域のスポーツを支える人材の育成や、選手強化の支援などに取り組んできました。

今後も、すべての市民が自らの目的に向けてスポーツに取り組むことができるよう、多様なニーズに応じたスポーツの機会や情報を提供するとともに、トップスポーツチームとの連携などを通してスポーツへの関心を喚起し普及していくことや、市民の競技力の向上に取り組んでいく必要があります。

また、多様な競技種目の増加によるスポーツ施設の利用需要の増加に対応するとともに、誰もがスポーツに取り組むことができるよう、スポーツ施設の環境改善に取り組むとともに、市民が身近にスポーツに取り組めるよう学校や地域と連携し、学校施設や公園を効果的に活用する必要があります。

■施策分野の展開内容**(1) 多様なニーズに対応したスポーツ機会の充実**

東京ベイ浦安シティマラソン、浦安スポーツフェアなどのスポーツイベントの開催を通して、ライフスタイルやライフステージごとの市民ニーズに応じたスポーツに取り組む機会の充実を図るとともに、健康づくりや介護予防にもつながるよう、様々なスポーツの普及に取り組みます。また、これまでにない新たなニーズに対応したスポーツに対する支援に取り組みます。

誰もがスポーツに親しみ、楽しむことができるインクルーシブスポーツの視点を持った取り組みを推進します。

スポーツ関係団体の育成と活動を支援し、健康増進や競技スポーツに取り組む市民を増やします。

市民のスポーツに取り組む機運醸成を図るため、国際大会や全国大会などで活躍する選手に対して競技活動の支援に取り組みます。

(2) 誰もがスポーツを楽しめる施設の充実

多様なスポーツニーズに対応したスポーツの機会の充実を図るため、運動公園に集積する様々なスポーツ施設を含めた市内のスポーツ施設について再配置の検討をします。

市民の誰もが気軽にスポーツを楽しむことができるよう、スポーツ施設のバリアフリー化などの環境整備を推進します。

スポーツ施設の機能の維持・向上を図るため、老朽化の度合いに応じた改修・修繕や設備機器の更新を計画的に推進するとともに、より効果的で効率的な維持管理・運営に取り組みます。

より多くの市民が身近な場所で、気軽にスポーツを楽しむことができるよう、既存のスポーツ施設の利用時間の拡大や、市内の小・中学校や大学などと連携し、体育施設の有効活用を図ります。

市民が生活に身近な場所でスポーツを楽しむことができるよう、公園や海岸・河川などの水辺空間を活用するとともに、多様化に対応していくため、今後必要となるスポーツ施設について調査・検討に取り組みます。

(3) スポーツへの関心を喚起する取り組みの推進

市民のスポーツに対する関心を喚起するため、本市を拠点として活動するトップスポーツチームと連携し、市民がトップレベルのスポーツに触れられる機会を提供するとともに、スタジアムなど運動公園におけるスポーツ施設のあり方について民間事業者やスポーツ関係団体を含めて検討します。

市内のスポーツ施設で実施される様々なイベントや教室などの情報について、速やかで効果的な提供を図ります。

スポーツ指導者やボランティアの育成とともに、地域ニーズに合った活躍の場の提供に取り組みます。

身近な地域で様々な世代の人が、それぞれの志向やレベルにあわせてスポーツに親しめるよう、スポーツ関係団体と連携しながら、総合型地域スポーツクラブの充実に取り組みます。

2-1 生涯にわたり健康で安心できる暮らしを実現する

1 健康

■現状と課題

すべての市民が生涯を通して生き生きと安心して暮らすためには、市民一人ひとりが健康への意識を高め、主体的に健康づくりに取り組むことが重要です。

平成27年(2015年)時点での市民の平均寿命は、男性が81.7歳、女性が87.3歳で、10年前と比較して男性2.4歳、女性2.0歳長くなっていますが、一人ひとりが健康で日常生活を支障なく送ることのできる期間を長く保つ健康寿命の延伸を図ることがますます重要となっています。

そのため、「自分の健康は自分で守る」を基本に、市民が主体的に健康づくりに取り組むことのできる環境を整備する必要があります。また、食生活や飲酒・喫煙習慣の見直し、運動習慣の定着など、生活習慣の改善を促すほか、多様な事業主体と連携して、地域全体で健康づくりに取り組むことが重要です。一方、健康に関心の低い市民も、日常生活の中で自然と健康的な行動がとれるような地域環境の整備を進める必要があります。疾病の予防、早期発見・早期治療には、予防接種や各種健康診査、検診の受診が有効であり、これらを効果的に提供するとともに、周知・啓発を行う必要があります。

特に悪性新生物(がん)については、市では平成30年度(2018年度)に「浦安市がん対策の推進に関する条例」を制定し、これに基づき、検診の充実や正しい知識の啓発に努めるとともに、がん罹患した方の生活の質の向上や雇用環境を守る取り組みを推進する必要があります。

また、心疾患や脳血管疾患などの生活習慣病に起因する死亡も多いことから、生活習慣改善の重要性を啓発するとともに、特定健康診査や特定保健指導などにより、病気の予防、早期発見・早期治療及び重症化予防について、引き続き推進していく必要があります。

さらに、こころの健康づくりのためには本人の問題だけでなく、人と人とのつながりなど本人を取り巻く周辺環境の整備が重要です。

市では「浦安市いのちとこころの支援計画(浦安市自殺対策計画)」に基づき、自殺対策を地域や関係機関の連携のもと、総合的に推進しています。自殺の多くは、過労や育児、介護疲れ、いじめ、孤立など誰もが経験する悩みや不安が複雑化・複合化し、追い込まれた末に起きるものです。そのため、自殺に追い込まれてしまう人の思いに気づき、支援につなげていく必要があります。

■施策分野の展開内容**(1) 自主的な健康づくりの促進**

より多くの市民の健康寿命の延伸を図るため、自らの健康に対して関心を持ち、主体的に生活習慣病の予防や介護予防などの健康増進に取り組めるよう、ライフステージごとの目標を設定し、栄養・食生活や喫煙、歯・口腔などの健康に関わる情報提供や周知・啓発を図るとともに、健康づくり事業を実施します。

特に、喫煙については自らの健康被害や受動喫煙に関する意識の周知・啓発を図ります。

様々な世代の健康増進を図るため、日常的に体を動かす習慣づくりや身近な場所で気軽にスポーツを楽しめる環境を整備します。また、健康につながる日常の生活行動について情報提供や啓発活動に取り組みます。

高洲地区に集積する健康や医療、福祉など様々な機能を有機的に連携し、「市民の健康」「都市の健康」に寄与する地域活動を推進します。

(2) 疾病の予防及び早期発見・早期治療の促進

疾病の予防、早期発見・早期治療につなげるため、各種健康診査・検診の充実を図り、周知・啓発を図ります。

がん予防の正しい知識を周知・啓発し、がん検診の受診率の向上に向け、検診内容の充実や、受診しやすい環境整備、効果的な受診勧奨に取り組むほか、児童生徒を含めた市民へ、がんに関する理解を深めるための教育を推進します。また、がんに罹患した方の生活の質の向上を図るとともに、事業主に対して就労に関する啓発及び支援に取り組みます。

また、生活習慣病の予防のため、特定健康診査の受診率及び特定保健指導の利用率の向上に向け取り組みます。

定期予防接種の啓発を通して、感染症のまん延を防止するための対策を推進します。

(3) こころの健康づくりの推進

地域や関係機関が連携し、悩みや不安を自分一人で抱え込まず、他者に打ち明けることができる「人と人とのつながり」が生まれるネットワークを構築します。

悩みや不安を持つ人に気づき、適切な支援へとつなげるゲートキーパーを養成するなど、相談しやすい環境を整えるとともに、相談することが重要であるということが、地域全体の共通認識となるよう、積極的に周知・啓発を図ります。

2 医療

■現状と課題

高齢化の進展などに伴い、慢性的な疾病や複数の疾病を抱える患者が増え、医療サービスに対するニーズが多様化・高度化しています。

これまで、市では予防から急性期、回復期、慢性期、終末期の各ステージにおいて適切な医療が受けられるよう、地域医療・救急医療体制を整備してきました。

今後も、市民が疾病の状況に応じ適切な医療が受けられるよう、市内の医療機関との連携のもと安定した地域医療体制の充実を図るとともに、適正な受診を促していくため、かかりつけの医師や歯科医、薬局を持つことの理解を促進していくことが重要です。

また、要介護と認定される高齢者の増加に伴い、在宅医療の需要が高くなると予想されることから、これまで以上に市内の医療機関はもとより訪問看護や介護事業所などと連携して、効果的・効率的な在宅医療の提供体制を整備する必要があります。

さらに、多くの滞在人口が見込まれる本市では、その人口規模を考慮し、医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携して、救急医療体制の充実に取り組む必要があります。

■施策分野の展開内容

(1) 地域医療体制の充実

誰もがいつまでも健康で生き生きとした生活を送るため、予防から急性期、回復期、慢性期、終末期の各ステージにおいて、切れ目なく、幅広い医療が受けられるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会や、診療所、病院と連携した地域医療体制の充実を促進します。

市民一人ひとりが各自の疾病や怪我の状況に応じ、よりの確な医療サービスを利用できるよう、情報提供の充実に努めます。

医療機関の適正な受診と日々の健康管理の意識向上のため、かかりつけの医師や歯科医、薬局を持つことを促進します。

安心して在宅療養ができるよう、在宅医療をはじめ、訪問看護や機能回復の各種サービスの提供を図るとともに、関係機関の連携を促進します。

医師会、歯科医師会、薬剤師会や各病院との連携・協力のもと、必要な医療を迅速に提供するための救急医療体制の充実を図ります。

2-2 いつまでも生き生きと笑顔あふれる暮らしを創出する

1 高齢者福祉

■現状と課題

すべての高齢者が自分らしく、生きがいを持ちいつまでも住み慣れた地域で健やかに生き生きと暮らせることが重要です。

本市の5年間（平成26年（2014年）～平成30年（2018年））の高齢者人口増加率は18.6%と、全国・千葉県の増加率（8.9%、11.8%）を大幅に上回り、急速に高齢化が進行し、団塊の世代（昭和22年（1947年）～昭和24年（1949年）までの生まれ）の方々が後期高齢者となる時期を迎えようとしています。

また、令和7年（2025年）には高齢者の5人に1人が認知症になるともいわれています。認知症のある方が住み慣れた地域の中で自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す「共生」と、発症と進行を遅らせる「予防」の実現に向けて、若年性も含め認知症のある方やその家族の視点に立って、意思を尊重しながら、必要な対策を実施していく必要があります。

こうした中、市では住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けて、取り組みを進めています。

今後も、高齢者の増加に伴い介護サービスや施設需要の増加が見込まれており、これまで以上に、地域社会全体で高齢者を支え合うための環境の整備を進める必要があります。

そのため、要支援・要介護状態を防ぐための取り組みや日常生活の支援の充実を図るとともに、介護予防の取り組みが広く実施されるよう、団体や人材の育成・支援に努めます。また、老人クラブ会館など地域の身近な社会資源を活用して、高齢者が気軽に健康づくりや介護予防に取り組める環境の整備を図る必要があります。

さらに、高齢化に伴い誰もが介護する・される時代となり、在宅介護が重視されつつあります。介護者の多様化やケアの複合化・多重化が課題となり介護者の生活と介護が両立できるよう、介護者の地域での孤立防止や介護ストレスの緩和、生活支援など、介護者本人への支援が求められています。

一方、認知症に対する理解やどのような行為が虐待にあたるかなど介護に対する正しい知識の周知・啓発や、権利擁護の取り組みを進める必要があります。

また、社会的に孤立した高齢者が適切な医療や介護サービスにつながらず、その結果、孤立死に至ることが見られます。高齢者が社会的に孤立しないよう、セルフ・ネグレクト対策に取り組む必要があります。

さらに、高齢者が生きがいを感じながら積極的に社会参加できるよう、その人に合った活動や学び、就労などが行える居場所を整備するとともに、そうした活動を支援する必要があります。人と人とのつながりを通して、さらに参加者や参加の機会・居場所が拡大することが期待されます。

■施策分野の展開内容**(1) 地域包括ケアシステムの充実**

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実を図ります。

高齢者やその家族などが、地域の中で気軽に相談できるよう、地域包括支援センターを計画的に設置し、きめ細やかな相談支援体制の整備を図るとともに、地域包括支援センターが中心となり、住民や関係者を交えた地域ケア会議を行うなど、関係機関との連携を強化します。

また、自治会レベルで地域包括支援センターのサテライトを設置し、高齢者やその家族などが地域の中で気軽に相談できる支援体制の充実を図るとともに、高齢者の健康づくりや介護予防の取り組みなどを促進します。

高齢者の生命・身体の安全及び自分らしく生活する権利が侵害されないよう、虐待に関する正しい知識の普及を図るとともに、差別や虐待を受けている高齢者の早期発見と迅速な対応に努め、高齢者の権利擁護を推進します。

適切な医療や介護サービスに自らつながろうとしないセルフ・ネグレクトについては、関係機関との連携のもと、適切な支援体制を構築します。

(2) 介護予防や日常生活支援の充実

地域の中で介護予防に関する活動が広く実施されるよう、団体や人材の育成・支援に取り組むとともに、介護予防の重要性に対する情報提供や啓発に取り組めます。

自治会・老人クラブ・NPO・ボランティア・地域住民などの多様な主体による地域の実情に応じて、集いの場、家事援助や配食などの見守りサービスなどの日常生活支援や介護予防サービスの提供に向けて、仕組みやネットワークづくりに取り組めます。

(3) 要介護者・介護者支援の充実

誰もが住み慣れた地域で安心して在宅生活を送ることができるよう、介護サービスの充実に努めるとともに、特別養護老人ホームやグループホームなど多様な住まいの場の確保に努めます。

介護者の多様化やケアの複合化・多重化する中で、無理なく介護が続けられることができる環境づくりや介護者の学業や就業、地域での活動などが続けられる支援を進めていきます。介護保険サービス利用者の利便性の向上や介護者の負担軽減を図るため、介護保険サービスとあわせて保険外のサービスを提供する仕組みを整備します。

良質な介護サービスを提供できるよう、従事者が働きやすい環境を整備するなど、介護を支える人材の確保を図るとともに、従事者の研修費用を助成するなど、人材育成を図ります。

(4) 生きがいづくりや社会参加の促進

高齢者が生涯にわたって心身の健康を維持しながら、地域社会の一員として生き生きと活躍できるよう、世代間交流活動の促進や老人クラブの自主的な活動の支援、就労やボランティア活動の機会の充実を図ります。また、高齢者がそれぞれのライフスタイルに合った生きがいを持ち、意欲的な生活が送れるよう、文化芸術やスポーツ活動、学びなどの機会の充実を図ります。

2 障がい者福祉

■現状と課題

障がいのある方が住み慣れた地域の中でいつまでも自分らしく自立した生活を送るためには、日常生活や社会生活を総合的に支援する必要があります。

本市の障がいのある方の人数は、平成22年（2010年）と平成31年（2019年）を比べると身体・知的・精神に障がいのある方のいずれも増加傾向にあります。また、加齢に伴う身体機能の低下や疾病などが原因で、身体に障がいのある方が増加することが見込まれます。

市では、これまでグループホームなどの住まいの場を確保するとともに、障がいのある方の就労支援の場である、ワークステーションを整備するなど、生活と就労の場の充実を図ってきました。

また、平成28年（2016年）4月に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「浦安市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」を制定しました。平成30年（2018年）10月には、手話が言語という認識のもと、手話などの理解と普及を図るため、「浦安市手話言語等の理解及び普及の促進に関する条例」を制定しました。

このような中、国では、精神障がいにも対応した「地域包括ケアシステム」の構築を目指しており、市でも地域全体で障がいのある方を支える体制づくりに取り組む必要があります。

そのため、障がいのある方やその家族に対する相談支援体制、居宅介護をはじめとする在宅福祉サービスや生活介護などの日中活動の場の充実に努めるとともに、緊急時の受け入れや多様な住まいの場の確保、障がいのある方の歯科診療の充実など、多様なニーズを踏まえた環境を整備する必要があります。

また、良質な福祉サービスが継続的に提供されるよう、福祉人材の確保や従事者の働きやすい環境の整備などに引き続き取り組む必要があります。

さらには、障がいのある方の自立と社会参加が図られるよう、雇用の促進や就労支援体制の充実、身近な地域での行事や活動などの余暇活動の推進、さらには公共施設のバリアフリー対策などに取り組むとともに、障がいや障がいのある方への理解と関心を高めるため、その周知・啓発や障がいのある方の権利擁護を促進する必要があります。

■施策分野の展開内容**(1) 障がいのある方を支える環境づくり**

障がいのある方が住み慣れた地域の中で、自ら望む自立した生活を営めるよう、障がいのある方の抱える問題や福祉サービスの利用に関する相談支援を行うとともに、居宅介護をはじめとする在宅福祉サービスと生活介護や就労継続支援などの日中活動の場の充実を図ります。

東野地区の複合福祉施設と基幹相談支援センターを中心に、相談や緊急時の受け入れなどの必要な機能を備えた地域生活支援拠点を整備し、障がいのある方の生活を地域全体で支えるサービスの提供体制を整備します。

精神に障がいのある方が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

障がいのある方の高齢化や疾病などによる重度化・親亡き後を見据え、自らが望む生活を送ることができるよう、グループホームをはじめとする多様な住まい方が選択できるような環境づくりに取り組みます。

一般歯科診療所では治療が困難な方が安心して治療を受けることができるよう、歯科診療体制の充実を図ります。

障がいのある方の状況に応じた支援が継続的に行われるよう、事業者の福祉人材の確保を支援するとともに、各種制度の理解を促進します。

(2) 自立と社会参加の促進

障がいのある方が自分らしく生き生きと働き、社会的・経済的自立が図られるよう、雇用の促進や就労支援体制の充実に努めます。

障がいのある方が、社会の一員として、生きがいをもちながら地域とともに豊かに暮らすことができるよう、身近な地域での行事や活動などの余暇活動を含め、社会参加を促進します。

障がいのある方が安全かつ快適に生活できるよう、公共施設などのバリアフリー化を推進します。

(3) 権利擁護の促進

「浦安市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき策定する「浦安市障がい者差別解消推進計画」により、障がいを理由とする差別を解消するための施策を推進します。

障がい者権利擁護センターにおいて、障がい者差別と虐待の一体的な対応を図るとともに、高齢者などに対する虐待を防止する取り組みと連携を図り、効果的な解決が図られるよう、横断的なネットワークを構築します。

障がいや障がいのある方への理解と関心を高めるための周知・啓発を推進します。

3 地域福祉

■現状と課題

少子高齢化の進展や人口減少、地域社会における人と人とのつながりが弱まる中で、人々が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことのできる地域共生社会の実現に向けて、様々な取り組みが進められています。

本市では、人口構造の変化に伴い、高齢化率が40%を超える地域があり、今後も急速な高齢化が見込まれており、「老々介護」や「老障介護」など福祉のニーズが増加し、複雑・多様化していくことが予想されています。また、ひきこもりの高年齢化や孤立している人の増加など、地域における課題も多様化しています。

このような中、市では市内11地区で活動する社会福祉協議会に加え、民生委員・児童委員、自治会や老人クラブ、市民活動団体、市民後見人などの多様な支え手が、地域の福祉活動に取り組んでいますが、これまで以上に、福祉活動の支え手の充実を図るとともに、地域の実情を把握している各主体が連携しながら、地域の課題を発見し解決していくよう、支え手と受け手という関係を超えて、地域全体で支え合う活動を推進する必要があります。

さらに、障がいのある方や認知症のある方だけでなく、妊婦や子育て世帯など、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、市民一人ひとりがお互いを尊重し大切に作る機運を醸成するとともに、道路や公共施設などを使いやすく整備する必要があります。

■施策分野の展開内容

(1) 地域全体で支え合う活動の推進

子どもから高齢者まで、市民が自分に合った地域の福祉活動を選択し、気軽に参加できるよう、情報提供や機会の充実を図ります。

社会福祉協議会やボランティア活動団体など、地域の福祉活動に取り組んでいる関係機関と連携しながら、活動の核となるリーダーの育成に努めます。

高齢化の進展による認知症のある方の増加に伴う成年後見制度へのニーズの高まりに対し、市民後見人の養成や後見受任を促進するなど、地域における支援体制の充実を図ります。

市民一人ひとりがお互いに理解と関心を深めるため、周知・啓発に取り組むとともに、道路や公共施設などのバリアフリー化に取り組みます。誰もが地域で支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、支え手と受け手という関係を超えて、福祉の領域に留まらない包括的な支援体制の整備に向けて取り組みます。

4 社会保障・生活支援

■現状と課題

社会保障制度は、私たちの生活を守るセーフティネットの機能を有しており、私たちの生活を生涯にわたって支え、基本的な安心を与えるものです。

国民健康保険制度については、加入者の年齢層が高いため医療費の高額化が進み、更なる高齢化の進展に伴い医療費の増加が見込まれることから、今後も安定的な運営が求められています。

また、後期高齢者医療制度については、被保険者の増加に伴い医療給付費も増加すると見込まれます。そのため、世代間・世代内負担の公平化を図るとともに、引き続き運営主体である千葉県後期高齢者医療広域連合と役割分担のうえ、適正な制度運営が求められています。

介護保険制度については、高齢化の進展などに伴い、要支援・要介護認定者が増え、介護サービス利用者の更なる増加が見込まれ、今後においても適正かつ効果的な制度運営が求められています。

国民年金制度については、老後の安定した生活を支える柱として重要な役割を果たしており、市民一人ひとりの年金受給権を確保するため、制度を周知・啓発する必要があります。

一方、近年、本市の生活保護の受給者数は増加傾向にあり、平成28年度（2016年度）の保護率（人口1,000対被保護人員）は、平成23年度（2011年度）以降で最多の水準になっています。保護の種類別では、医療扶助が最も多く、次いで生活扶助、住宅扶助の順となっています。

市では、生活困窮者自立支援法（平成27年（2015年）4月）の施行に先駆けて、平成26年度（2014年度）から生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な相談支援を行う自立相談支援事業を実施しており、今後も、生活保護制度の適正な運用を図るとともに、生活困窮者の社会的・経済的な自立を促進する取り組みが求められています。

■施策分野の展開内容

（1）社会保障制度の適正な運用、国民年金制度の啓発

将来にわたる国民健康保険制度の持続可能で安定的な運営を図るため、医療費適正化に取り組むとともに、適正な保険税の設定、収納体制の整備などにより、千葉県とともに財政の健全化に努めます。

千葉県後期高齢者医療広域連合との役割分担のうえ、後期高齢者医療制度の適正な事業運営に努めます。

介護保険制度については、介護サービスを必要とされる方が、必要な介護サービスを利用できるよう、適正な運営を図ります。

国民年金制度については、市ホームページや広報紙などで情報提供を行い、国民年金制度に対する理解と協力の促進に努めるとともに、相談業務の充実に努めます。

（2）生活・自立支援の充実

生活保護制度を適正に運用し、最低限度の生活を保障するとともに、自立支援プランをはじめとする支援の実施により、日常生活の支援、社会的・経済的な自立を促進します。

生活保護の受給には至らないものの、様々な要因から生活に困窮している方の社会的・経済的な自立を支援するため、関係機関と連携を図りながら、相談から自立まで継続的な支援を実施するとともに、包括的支援体制の構築に取り組みます。

また、子どもが将来、自ら望む豊かな生活を実現できるよう、学習支援などを推進します。

2-3 多様性を認め合い心豊かになる暮らしを構築する

1 平和・人権・男女共同参画

■現状と課題

世界の恒久平和は人類共通の願いです。しかし、国際社会においては民族や宗教に起因した地域紛争・国際テロなどが絶えず、依然として核兵器が存在するなど、未だ恒久平和の実現には至っていません。また、恒久平和の基礎は人権の保障であり、平和の実現には一人ひとりが人権意識を高めることも重要です。

市では、すべての核兵器保有国及び将来核兵器を所有しようとする国に対し核兵器の完全禁止と廃絶を希求し、世界の恒久平和確立のため、昭和60年（1985年）3月に「非核平和都市」を宣言し、市民に対して核兵器の恐ろしさや平和の尊さの啓発活動に取り組んでいます。戦後70数年が経過し、戦争体験者の減少が進んでいる中、戦争の悲惨さや平和の尊さを風化させず、若い世代に着実に継承していくための活動を継続的に推進する必要があります。

また、令和2年（2020年）3月に「浦安市人権施策指針(改訂)」を策定し、児童生徒などを対象とした人権教育をはじめ、様々な人権施策を推進しています。近年では、DVや各種ハラスメント、インターネットによるいじめや児童虐待、高齢者虐待、障がいのある方や性的少数者への偏見・差別などが顕在化・深刻化しており、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向け、今後も取り組む必要があります。

市では、男女が性別に関わりなく、ひとりの人間として能力を発揮するために、互いの人権を尊重し合い、あらゆる分野における性別による差別を解消することを推進してきました。しかしながら、市民意識調査からは、女性が働くことに一定の理解を示しながらも、家事・育児・介護は女性主体という従来の価値観が、特に男性に根強く残っていることが伺えます。固定的な性別役割分担の意識や行動を変えていくための情報発信と周知・啓発、次世代へ向けた教育の推進に引き続き取り組み、男女共同参画社会への理解をさらに深めていくことが求められています。

また、性的少数者に対する社会的な偏見および差別をなくし、性的少数者が個人として尊重される社会を実現することが望まれます。そのためには、性の多様性への理解促進に向けて市民、事業者などに対する周知・啓発に取り組む必要があります。

■施策分野の展開内容**(1) 平和事業の推進**

戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、平和の尊さを若い世代に着実に引き継いでいくため、被爆地への平和使節団の派遣や被爆体験講話などを通して、児童生徒が学ぶことができる機会を提供します。

幅広い世代の市民が平和の尊さを理解し、非核平和への関心を高められるよう、様々な機会を捉えた啓発活動を推進します。

(2) 人権尊重の推進

すべての市民がお互いの生き方を尊重し、誰もが誇りと安らかな心をもって暮らすことができるよう、学校、家庭、地域など、あらゆる場と機会を捉え、人権問題への関心を高め、市民の人権意識の高揚を図るとともに、人権の擁護・救済に取り組みます。

性的指向・性自認を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めるための啓発活動を推進します。

(3) 男女共同参画・多様性社会の推進

男女共同参画はもとより、すべての人が男女の枠組みにとらわれない人権を尊重する意識の醸成を図り、男女共同参画・多様性社会の実現に向け市民、事業者、職員に対する啓発活動を推進するとともに、情報提供や相談支援の充実を図ります。

一人ひとりの生き方や働き方を尊重し、仕事と家庭と地域生活との調和を目指すワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市民や事業者などへの啓発に取り組みます。

関係機関や民間団体などとの連携・協力により、DV被害者の早期発見・通報体制の充実を図り、一時保護を実施します。

2 コミュニティ

■現状と課題

住民自らが地域の課題解決に取り組むことのできる地域コミュニティづくりは、自立した自治体経営を進めるための基盤です。今後、少子高齢化が進展し人口構造が変化していく中で、地域が抱える課題が多様化・複雑化し、行政のみの力で解決することは、これまで以上に困難になります。

地域コミュニティの中核をなす自治会は、一定の区域内に住んでいることが縁で形成される団体であり、様々な地域活動を通して、住民相互の親睦を深め、防災・防犯など地域の課題解決、地域住民の福祉の向上や地域コミュニティの醸成に大きく寄与しており、地域住民と市とを結ぶ基礎的な組織として必要不可欠な存在となっています。

近年、ライフスタイルや価値観の多様化など、様々な要因により本市の自治会への加入世帯数及び加入率は、減少傾向で推移しています。また、加入者の高齢化も進んでおり、今後、ますます地域活動の担い手が不足していきます。そのため、高齢者の見守りや災害時の支援、地域での子育て、市との連絡調整など地域コミュニティの機能が弱まることが懸念されます。

そのため、自治会が引き続き地域課題の解決に向けた取り組みを行い、自立した組織となるよう支援していくとともに、時代に合った組織のあり方について検討していく必要があります。

加えて、自治会集会所がより一層、地域課題の解決や地域コミュニティの活性化の拠点となるよう、老人クラブ会館など既存の施設との連携を図るなど、有効活用を促進していくことが求められています。

また、市ではこれまで市民参加を推進するための条例の制定や市民活動の支援制度の創設、市民大学の開校などにより、市民が主体的に活動に取り組める環境の整備に努め、防災、防犯、環境、介護予防など、様々な分野で活動する団体、市民が増えてきています。

今後も、市民の主体的な活動を一層促進するとともに、自治会や老人クラブ、市民活動団体などの多様な主体が連携・協力し、それらの団体と市が両輪で地域づくりを推進していく必要があります。

一方、グローバル化の急速な進展や、国の外国人材の受け入れに係る制度の改正を背景として、今後も在住外国人の増加が見込まれます。

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、地域コミュニティの中で共に生きていく、多文化共生社会の実現に向けた環境整備を推進していく必要があります。

市では、平成元年（1989年）に米国フロリダ州のオーランド市と姉妹都市の協定を締結し、これまで青少年・スポーツの分野での交流などを行い、多くの市民が異なる文化や習慣に対する理解を深めてきました。平成18年（2006年）には、市の国際理解・交流活動の拠点として国際センターを設置し、在住外国人への国際理解・交流に関する情報提供並びに市民の相互交流を図っています。

今後も、姉妹都市との交流を継続するとともに、国際センターについては、ニーズに沿った有効活用をしていく必要があります。

■施策分野の展開内容**(1) 自治会活動の活性化に向けた支援の充実**

若い世代をはじめ、より多くの市民が自主的・自発的に地域活動に参加するよう、自治会や老人クラブ、市民活動団体などが取り組んでいる様々な地域活動に関する情報提供を充実するなど、地域コミュニティへの理解と関心を高める周知・啓発に取り組みます。

自治会集会所が、地域課題の解決や、地域コミュニティを活性化する活動を行うための拠点となるよう、老人クラブ会館などの既存の施設との連携を図りながら有効活用を促進します。

人口動向や地域ごとの特性などを踏まえ、自治会集会所の適切な配置や運用について計画的に検討を進めます。

持続可能な地域コミュニティを構築するため、自治会の法人格の取得など、自主的・自立的な地域コミュニティづくりへの取り組みを支援するとともに、今後の自治会をはじめ地縁団体のあり方について検討を進めます。

(2) 多様な主体による地域づくりの推進

自治会や老人クラブ、市民活動団体などが連携・協力して事業や活動を行える環境づくりに取り組みます。

大学などと連携し、地域課題の解決につながる事業の実施を検討するとともに、既存の支援制度の実効性の向上を図ります。

様々な地域活動に取り組む団体が継続的に活動できるよう、地域で活躍する人材の発掘と育成に努めます。また、自治会や老人クラブ、市民活動団体などとの連携・協力によるまちづくりを積極的に推進します。

市民活動・ボランティア活動を行っている、あるいは行おうと考えている団体や市民への情報提供や活動・交流の拠点として、市民活動センターの効果的・効率的な運用を図ります。

コミュニティ意識の醸成を図るため、市民相互の交流事業などを支援します。

(3) 多文化共生社会の推進

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築きながら、共に生きていく多文化共生社会を推進するため、交流機会の創出や周知・啓発を行い、地域に根ざした市民主体の国際理解・交流を促進します。

在住外国人が暮らしやすいよう、多言語による行政情報や生活情報の提供、外国人相談アドバイザーによる生活上の問題などへの相談支援体制の充実など、環境整備に取り組みます。

海外の姉妹都市と青少年・スポーツの分野での交流などを通して、市民の国際的な視野を広める取り組みを推進します。

国際センターを拠点とし、在住外国人を含む市民への国際理解・交流に関する情報提供並びに市民の相互交流を図ります。

3-1 災害に強く犯罪が起こりにくいまちづくりを推進する

1 防災・消防

■現状と課題

近年、地球温暖化に伴う気候変動による台風の大型化や集中豪雨の頻発化、近い将来に発生の切迫性が指摘されている大規模地震など自然災害のリスクが高まっています。

このような中、災害による被害を減らすためには、市民の防災意識や地域の防災力など災害対応力の向上を図るとともに、治水や耐震化など都市基盤の強化が不可欠です。

特に、高齢化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、地域の防災力の低下が懸念されることから、市民一人ひとりが自らを災害から守る「自助」、互いに協力して地域を災害から守る「共助」の強化を図り、地域の防災力をより一層高めていく必要があります。

また、道路、下水道などの都市基盤施設や建物については、首都直下地震などによる複合災害の被害を最小化する「減災」と、被害からの迅速な回復を図る「応災」を基調とした機能の強化・充実を図る必要があります。

堀江・猫実・当代島地区の一部では、老朽化した木造家屋や狭あいな道路が多く火災の延焼拡大や地震時の建物の倒壊、避難の困難さが懸念されるなど、住環境や防災面での課題を抱えています。特に、堀江・猫実元町中央地区は、国が公表した「地震時等に著しく危険な密集市街地」を含んでいるなど、防災面からの緊急的かつ重点的な改善が求められています。

また、近年の気候変動に伴う集中豪雨や台風による被害が頻発・激甚化の傾向にあることや、一部の地域では、地盤沈下などにより雨水の排水能力が低下していることなどから、計画降雨量をはじめ、雨水排水対策の抜本的な見直しが求められています。

消防・救急体制については、これまで社会状況や都市環境の変化に対応しながら、体制の整備に努めてきましたが、今後も、テーマパーク、ホテルの開発に伴う来訪者の増加などにより、さらに消防・救急需要の増加が見込まれます。

そのため、消防・救急体制の強化を図る必要があります。

特に、大規模災害時には、一度に多くの負傷者の発生が予想されることから、応急医療体制の強化を図る必要があります。また、ライフラインの寸断により、医療機能の一時的な停止が懸念されることから、災害時にも必要とされる医療機能の確保に取り組む必要があります。

東日本大震災の液状化現象により境界が不明確となっている宅地が残っていることから、移動した土地の境界を確定するため、引き続き地籍調査を行う必要があります。

■施策の展開内容**(1) 地域主体の防災対策の充実**

災害の被害を最小限に抑えるため、市民一人ひとりが主体的に適切な行動を取り、多様な主体が協力して助け合えるよう、防災意識の向上と知識の普及・啓発を図ります。

自主防災組織については、その活動を支援するとともに、組織間の連携強化を促進します。また、避難所ごとの運営マニュアルの見直しを促進するなど、避難者が主体的に避難所の運営に取り組むことができるよう支援します。

水害から自らの地域を自らの手で守り、自衛の減災活動を行う「地域水防団」を設置します。

自治会や老人クラブなどの地縁団体への所属の有無に関わらず、災害時に互いに支え合うことができるよう、自主防災組織を中心にすべての団体や住民が参加できる新しい仕組みづくりを検討します。

高齢者や障がいのある方、乳幼児などの災害時に特に配慮を要する方々（要配慮者）が、地域の中で一人ひとりに寄り添った支援を受けられるよう、自主防災組織や民生委員・児童委員などの避難支援等関係者との協力体制づくりを推進します。

多くの滞在人口が見込まれる本市では、災害時に多くの帰宅困難者が発生することが懸念されることから、事業者の帰宅困難者対策を促進します。また、通勤や通学などにより市外に外出した市民が帰宅困難者となることも懸念されることから、千葉県をはじめとする関係機関と協議しながら帰宅支援対策に取り組みます。

市民を水害から守るため、建物の所有者や管理者などの協力を得ながら、垂直方向の避難ができるよう、避難環境の確保に取り組みます。

迅速かつ機動的な応急復旧や中・長期的視点に立った復興への取り組みを円滑に展開できるよう、実践型の防災訓練の実施や地域防災計画の継続的な見直しに取り組みます。また、発災時に迅速かつ確実に情報を収集・伝達するための情報連絡体制の強化を図ります。さらに、災害時の緊急物資などの計画的な備蓄を推進します。

(2) 震災に強い都市基盤の整備

今後、発生が予測される首都直下地震などによる被害の防止・軽減を図るため、災害時の緊急輸送路となる主要な幹線道路の液状化対策に取り組むとともに、無電柱化や橋りょうの耐震化に取り組みます。また、災害時にも安定した市民生活を確保できるよう、下水道の耐震化を計画的に推進するとともに、関係機関と協議しながら、ライフラインの災害対応力の強化を促進します。

東日本大震災によって不明確となった土地の境界については、今後想定される災害に対する復旧の迅速化が図られることから地籍調査の手法を導入し、境界の明確化を推進します。

旧耐震基準により建てられた木造住宅や分譲集合住宅、緊急輸送路沿道の建物の耐震化を支援します。

既成市街地における液状化対策については、官民連携による具体的工法の研究開発を促進するとともに、十分な情報提供や説明がなされるよう、国や千葉県に要請します。

(3) 密集市街地の改善

堀江・猫実・当代島地区の密集市街地については、地区の特性に応じた改善の考え方や整備手法などについて、関係住民と協議しながら、地区の防災性能の向上に取り組みます。

堀江・猫実元町中央地区においては、火災による延焼拡大の防止と避難路を確保するため、新中通りをはじめとする道路の拡幅整備に取り組むとともに、建物の不燃化を促進します。また、

個々の建物からの安全な避難経路を確保するため、狭あい道路の拡幅や未接道宅地の解消に取り組みます。さらに、防災活動の円滑化を図るため、新橋周辺の市有地などを活用して、身近な防災活動の場や避難経路として整備します。

(4) 治水・排水体制の充実

近年、局地化・激甚化する集中豪雨や台風などによる都市型水害に備え、関係機関と協議しながら、1時間あたり60mmの降雨に対応する雨水排水施設の整備に取り組みます。

老朽化する排水機場・ポンプ場の改修や建て替えも視野に入れ、雨水排水施設の適正な維持管理に努めるとともに、千葉県が管理する水門・排水機場の耐震化や適正な維持管理を促進します。

高潮や地震などによる水害を防ぐため、千葉県が管理する河川や海岸の老朽化した護岸の改修を促進するとともに、境川河口部の水門と排水機場の新設について、財政負担を含め千葉県と協議を進めます。

(5) 消防・救急体制の充実

来訪者の増加などに伴う消防・救急需要に的確に対応できるよう、舞浜地区における消防出張所の整備に取り組みます。また、消防・救急車両や消防水利施設の計画的な更新など消防力の充実を図るとともに、広域的な連携の強化を図ります。

自主防災組織と連携しながら市民一人ひとりの防火意識の向上を図るとともに、災害時の初動対応で重要な役割を担う消防団については、安定して活動できるよう、新たな団員の確保に努めます。また、団員の知識や技術の向上を図るとともに、市全域への出動体制の強化に取り組みます。

(6) 災害時医療体制の充実

災害発生後の応急医療体制の強化を図るため、早期に救護所を開設し、円滑な応急医療活動が実施できるよう、関係機関との連携強化に努めるとともに応急用医療資機材の整備に取り組みます。

災害時にも必要な医療を提供できるよう、災害時医療拠点施設などにおける医療機能の確保に向け、施設管理者と協議・調整を行いながら対策を進めます。

2 防犯・消費生活・交通安全

■現状と課題

近年、全国的に刑法犯認知件数は一貫して減り続けており、本市においても、平成30年（2018年）では過去10年で最も多かった平成24年（2012年）に比べて45%減少しています。

一方、全国における全被害認知件数（人が被害を受けたもの）のうち、65歳以上の高齢者が占める割合は平成22年（2010年）以降、7年連続対前年比増加で推移しており、今後、本市でも高齢化の進展を背景に、高齢者の被害件数が増加することが予測されます。また、全国で子どもが被害者となる凶悪犯罪が発生しています。

市では、安全で安心なまちづくりを推進するための条例を制定し、地域住民の身近な場で発生する犯罪の未然防止と、市民一人ひとりの防犯意識や地域防犯力を向上させるとともに、市民、事業者、市がそれぞれの適切な役割のもと、相互の連携の強化を図り、犯罪が発生しにくい環境づくりを推進してきました。

多様化する犯罪に対応するため、「自分の安全は自分で守る、地域の安全は地域で守る」という防犯意識のもと、警察などの関係機関との連携・協力による、更なる防犯力の強化が必要であり、子どもの安全確保や高齢者を悪質な詐欺被害から守る対策などが重要となっています。

消費生活については、商品やサービス形態、販売方法の多様化・複雑化に加え、高齢化や情報化など、社会経済情勢やその時代の世相を反映して、様々な消費者トラブルが発生しています。

消費者トラブルを未然に防止し、安全で安心できる消費生活を実現するためには、子どもから高齢者まで各年代の特性に応じた消費者教育を推進するほか、消費者トラブルに巻き込まれた市民への相談支援体制の充実に努める必要があります。

交通安全については、近年、本市の交通事故の発生件数、死傷者数は10年前と比較し減少傾向で推移しております。一方、高齢者の交通事故件数は、ほぼ横ばい状態で推移しておりますが、交通事故件数のうち、高齢者が占める割合は、10年前と比較し増加傾向にあります。また、平坦な土地柄の本市では、多くの市民が自転車を利用しており、人身事故全体に占める自転車関係する事故の割合が高くなっています。

このような中、高齢者の交通事故や自転車関係する交通事故などの抑止に向け、警察などの関係機関との連携・協力のもと、子どもや高齢者、自転車利用者などを中心に、交通安全意識の向上に努めるとともに、信号機の設置や交差点の改良、自転車通行空間の整備など、道路交通環境の改善を図る必要があります。

一方、近年は、高齢運転者が加害者となる交通事故も増加しており、高齢運転者の交通安全対策が重要な課題となっています。

■施策の展開内容**(1) 防犯体制の強化**

地域全体による防犯力の強化を図るため、各種啓発事業により市民一人ひとりの防犯意識の向上を図るとともに、自治会やPTAなどの自主防犯活動を支援します。

防犯意識の啓発や犯罪の抑止を図るため、犯罪発生情報や防犯関連情報の市民への迅速な提供に努めるとともに、巡回パトロールや防犯カメラの設置など、市民・警察などと連携した防犯活動を展開します。また、インターネット犯罪などの日々巧妙化する詐欺や、振り込め詐欺などの主に高齢者を標的とした犯罪対策について、警察と連携しながら知識の普及や情報の発信を図ります。

子どもたちを犯罪から守るため、防犯キャンペーンや防犯講演会の開催など、地域の自主防犯活動団体への活動支援や活動団体のネットワークの充実を図ります。

市全体の治安維持や防犯体制を強化するため、大規模住宅開発により人口増加が見込まれる高洲地区に新たな交番の設置を促進します。

犯罪被害者については、犯罪被害者等支援団体などの関係機関と連携を図りながら、相談機関の紹介や情報提供など適切な支援に取り組みます。

(2) 消費生活の向上

多様化・複雑化している消費者被害に対応するため、引き続き警察や弁護士、自治会・老人クラブなどと連携しながら、被害の防止と救済を図るとともに、消費生活の相談場所である消費生活センターの更なる周知に取り組みます。

また、消費者トラブルを未然に防止し、安全で安心できる消費生活を実現するため、消費者教育講座や出前講座の充実を図るなど、子どもや若者、高齢者など各年代の特性に応じた消費者教育を推進します。

(3) 交通安全対策の推進

安全な交通環境を創出するため、警察との連携・協力のもと交通事故の発生が多い地区などを対象に、信号機の設置や交差点の改良、道路反射鏡や路面標示などの交通安全施設の充実など、道路交通環境の改善に取り組みます。また、交通安全の普及・啓発や交通安全教育、地域全体の交通安全運動などによる交通安全意識の向上を図ります。

歩行者・自転車双方の安全性の向上を図るため、通行区分の視覚的な分離や誘導などによる自転車通行環境の整備を推進します。

交通事故の防止や交通秩序の維持に重点を置いた取り締まりの強化を促進します。また、高齢者が運転免許を返納しやすい環境づくりを促進します。

3-2 水と緑を活かした快適な環境を整備する

1 水辺環境

■現状と課題

豊かな水辺は、都市に残された貴重なオープンスペースとして、都市生活にうるおいを与えるだけでなく、レクリエーションの場や防災機能、地域産業の振興資源として活用することが期待されています。

三方を海と河川に囲まれた本市では、これまで治水を優先した整備が進められてきましたが、近年、一部の海岸の開放が進むなど、市民の憩いの場として水辺を身近に感じることができるようになりました。

今後も、後背地のまちづくりと連携を図りながら、河川や海岸沿いの緑道などの整備を推進し、水際線のコミュニティ空間としてネットワークの形成を図る必要があります。

境川については、新橋から東水門の区間において、千葉県護岸改修とあわせて、テラス護岸などの親水施設を整備してきましたが、西水門から新橋、東水門から河口部の区間についても、沿川の公園や緑地などと一体となった親水施設の整備に取り組んでいく必要があります。

見明川については、右岸（舞浜地区側）では遊歩道や親水施設が整備されており、左岸（富士見・弁天地区側）についても同様の整備を進める必要があります。また、堀江川、猫実川については、親水空間の整備と水質の改善など環境に配慮した整備に取り組んでいく必要があります。

旧江戸川については、これまで千葉県による護岸改修が進められており、残る区間についても早期改修を促進するとともに、護岸の適正な管理と親水化に取り組む必要があります。

高洲地区の海岸については、千葉県による転落防止柵や修景整備が行われ、市民の憩いの場として開放されている一方、日の出・明海地区の海岸については、市民が立ち入れない状況となっていました。現在、千葉県と連携・協力を図りながら、順次開放してきています。

舞浜地区の海岸については、老朽化や地盤沈下による護岸機能の低下が生じていることから、千葉県の護岸改修とあわせて、緑地や修景整備を進めており、今後も引き続き、千葉県と協議しながら、整備していく必要があります。

千鳥・港地区の海岸については、新たな水辺のネットワークの形成に向けて、千葉県と協議しながら取り組む必要があります。

三番瀬は、市民にとって水辺に触れ合うことができる貴重な干潟・浅海域であり、この自然環境を保全しつつ、市民が憩い、自然を学ぶ場として活用が求められています。

■施策の展開内容**(1) 水辺のネットワークの形成**

市民が楽しみながら水辺を散策し周遊できるよう、これまでに引き続き、可能な限り水辺に近づける空間の整備に取り組むとともに、これらを結ぶ水辺のネットワークの形成に向け、河川、海岸沿いの緑道や管理用通路、公園などの公共空間を活用した整備に取り組みます。

(2) 河川環境の整備・活用

境川については、管理者である千葉県と連携・協力し、周辺の土地利用を踏まえながら、修景整備に取り組み親水空間を創出します。西水門の耐震改修を促進するとともに、周辺の修景整備に取り組みます。東水門周辺で、沿川の公園や管理用通路などを活用した修景整備に取り組みます。河口部では、その形状を活かしながら、水上シアターなどのイベント空間や市民が水辺に親しめる環境の整備を進めるとともに、高洲海浜公園、総合公園と連続性を持たせた整備に取り組みます。

見明川、堀江川については、千葉県と協議しながら護岸改修や修景整備に取り組みます。また、猫実川については、河川環境の改善を図るため、二層河川などの改修方法について千葉県と協議を進めます。

旧江戸川については、堀江ドックの耐震化を図るため千葉県による護岸改修の早期整備を促進します。また、耐震化にあわせた防災栈橋の整備など防災機能の強化や、防災栈橋を活用した江戸川区側との渡船事業など堀江ドックの魅力づくりに取り組みます。

(3) 海岸環境の整備・活用

日の出・明海地区の海岸については、市民が水辺をより身近に感じられるよう、千葉県と協議を進めながら安全対策を講じ全面開放に向けて取り組みます。

舞浜地区の海岸については、引き続き千葉県と協議しながら護岸改修を計画的に推進するとともに、ジョギングやサイクリングも楽しめる緑道の整備を推進します。

港地区の海岸については、千葉県と協議しながら海釣りなどで海を感じることができる空間の整備に取り組みます。

三番瀬については、市民団体などと連携のもと自然観察や環境学習の場として活用を促進するとともに、水辺に直接触れられるよう海岸開放に向けて取り組みます。

2 公園・緑地

■現状と課題

まちのみどりは、市民の心を癒し、やすらぎを与えるとともに、うるおいとにぎわいの調和のとれた成熟した都市の形成に欠かせない要素であり、次世代へと継承していかなければならない資産です。

市では、環境保全、防災、レクリエーション、景観形成といった様々な視点から、計画的に公園や緑地の整備に取り組んできました。

今後も、地域の特性を踏まえながら公園や緑地を整備するとともに、道路や河川、海岸、公共施設だけでなく、民有地を含め、みどりの創出や保全、育成に取り組んでいく必要があります。

特に公園の少ない地域では、地域住民が身近にみどりに親しめる場や防災面に配慮したオープンスペースを確保するため、今後も引き続き、再整備などにあわせた公園や緑地の創出に取り組む必要があります。

また、これまでの公園や緑地の整備は、箇所や量を増やすことに重点をおいてきましたが、今後は、利用者の視点から公園や緑地の活性化や魅力づくりなどを図っていく必要があります。

みどり豊かなまちづくりをより積極的に推進していくためには、市民や事業者の協力が不可欠であり、公園の里親など緑化活動を行う市民活動団体の活動の支援や、団体同士のネットワーク化を促進してきました。

しかし、市民団体の高齢化や会員数の減少など、活動基盤が脆弱になる傾向も見られてきていることから、人材の育成や市民団体の活動の充実を図る必要があります。

■施策の展開内容**(1) みどりのネットワークの形成**

海岸護岸としての役割を終えた旧護岸（第1期護岸）については、みどりのネットワークを形成するうえで重要な空間であることから、沿道の住民や千葉県との調整を踏まえ、緑道などの活用について検討します。

公園や緑地が不足している地域では、市街地の整備状況にあわせ、防災機能の確保に配慮しながら公園や緑地の拡充に取り組みます。

点在している公園や緑地などのみどりの拠点を、水際線や街路樹・緑道でつなぐことにより、まち全体を包み込むようなみどりのネットワークを形成します。

(2) 公園の再生・活用

公園の利用状況や施設の老朽化などを踏まえ、市民ニーズなどを捉えながら地域の特性を活かした再生・活用を図ります。また、民間活力を活用しながら、公園の新たな魅力づくりや効率的な管理・運営に取り組みます。

(3) 身近なみどりの保全

公共性のある場所や住宅地などの民有地にある一定の要件を満たす樹木の保存を支援するとともに、一定面積以上の工場、事務所、住宅地などを対象に緑化協定を締結することで、良好なみどり環境の保全を図ります。

予防保全型の管理として、街路樹などの定期的な点検や遊具などの劣化の程度が軽微な段階で適切な対策を行うことで、既存の公園施設の長寿命化を図ります。

(4) 多様な主体との連携によるみどりの育成

市全体でみどりの充実と質の向上を図るため、緑化活動を行っている市民や団体、事業者それぞれの立場で主体的に行動するよう促すとともに、ネットワーク化を図ります。

また、より多くの市民が気軽に参加できる緑化イベントの開催などを通して、みどりや自然に対する理解と意識の向上を図ります。

3 ごみ処理

■現状と課題

持続可能な循環型社会の形成に向けて、限りある資源をできる限り有効に利用し、廃棄物の発生抑制、再利用などを推進していくことが市民、事業者、市の責務です。

また、近年、海洋に流出するプラスチックごみが世界的な問題になっており、平成30年（2018年）6月の海岸漂着物処理推進法の改正やレジ袋の有料化に向けた法整備など、プラスチックごみの発生抑制に向けた取り組みが進められています。

これまで市では、ごみの減量・再資源化を目的とした「ビーナス計画」に基づき、市民や事業者などの意識の向上と行動の促進に努めるとともに、ごみの減量・再資源化に向けた様々な取り組みを推進してきました。

本市のごみの排出量は緩やかな減少傾向が続いているものの、最終処分を県外の民間施設に依存しており、最終処分量を削減することが大きな課題となっています。

引き続き、市民、事業者、市がそれぞれの役割を明確に認識し、ごみの減量・再資源化に取り組んでいく必要があります。

また、廃棄物処理施設（ごみ焼却施設、不燃・粗大ごみ処理施設、再資源化施設、し尿処理施設）は、竣工から20年以上経過しており、将来にわたり廃棄物の適正な処理や処分を行うため、延命化について検討するとともに、計画的に維持管理していく必要があります。

■施策の展開内容

（1）ごみの減量・再資源化の推進

循環型社会を構築するため、ビーナス計画のもと4R（Refuse（断る）、Reduce（少なくする）、Reuse（再使用する）、Recycle（再生利用する））を推進し、ごみの発生・排出を抑制するため、ごみの減量に向けた取り組みの周知徹底を図ります。

一般家庭から排出される資源物のリサイクルを促進するため、分別収集の徹底や、使用済みの小型家電などの拠点回収や有効活用、自治会などの団体が実施している資源回収事業への支援に引き続き取り組みます。

事業者の自己処理責任に基づく事業系ごみの減量や適正処理に向け、事業者への監視・指導体制や普及・啓発活動の強化を図ります。

市民の積極的なリサイクル活動を支援するため、市民が利用しやすい地域へのビーナスプラザの移転を検討します。

（2）ごみの適正処理の推進

クリーンセンター（ごみ焼却施設、不燃・粗大ごみ処理施設、再資源化施設、し尿処理施設）について、将来にわたり安全なごみ処理を安定的に推進できるよう民間事業者のノウハウや新技術を活かし、より効果的かつ効率的に施設機能の維持・向上を図ります。

ごみ焼却施設については、将来の建て替えに要する財源確保を視野に入れながら、平成7年（1995年）の竣工から50年間の運用を目指し延命化工事に取り組みます。また、あわせて不燃・粗大ごみ処理施設や再資源化施設についても、延命化工事に取り組みます。

最終処分については、県外の民間施設に依存しているため、更なる処分量の削減に努めるとともに、引き続き最終処分場の確保に取り組みます。

4 環境保全

■現状と課題

環境問題は、温室効果ガスによる地球温暖化の問題から、大気汚染や水質汚濁、土壌汚染といった公害問題、さらには地域の生活環境に係る問題など、多様化・複雑化しています。

市では、平成26年度（2014年度）に策定した「浦安市第2次環境基本計画」に基づき、市民、事業者、市が役割に応じた環境の保全に取り組んできました。また、平成29年（2017年）3月には、「第4次浦安市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、公共施設における省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用を進めてきましたが、今後もより一層、市民、事業者、市が一体となって地球温暖化対策に取り組んでいく必要があります。

また、平成30年（2018年）6月に公布された「気候変動適応法」により、地方自治体は、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」を引き続き進めると同時に、気候変動の被害の軽減に向けた対処療法的な取り組みである「適応策」を進めていくことなどが努力義務として課せられました。

そのため、これまで推進してきた温室効果ガスの排出を抑制する緩和策に加え、気候変動の影響による被害を回避・軽減できるよう、健康被害などへの適応策を具体的かつ着実に推進する必要があります。

一方、交通量の多い広域幹線道路が市内を通っているため、自動車排出ガスによる大気汚染とともに、自動車騒音や道路交通振動の影響を受けやすい状況にあります。また、生活環境における問題は、ごみのポイ捨て・不法投棄やペットの飼育マナーの低下に留まらず、有害鳥獣の生息域の拡大など様々になっています。

こうした環境問題に適切に対応するため、今後も引き続き、安心して暮らせる生活環境を確保するための対策を講じるとともに、市民や事業者对生活環境に配慮した行動を促していく必要があります。

■施策の展開内容**(1) 地球温暖化対策の推進**

温室効果ガスの削減に向けて、気候変動緩和策として再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、省エネルギーに配慮したライフスタイルや事業活動の促進に向けた普及・啓発に努めます。市でも一事業所として、省エネルギーに取り組むとともに、再生可能エネルギーの利用や設備の導入などに取り組みます。

また、市民や事業者などと連携して温暖化対策を推進するため、各種イベントの開催や情報の発信により、意識の向上を図ります。

気候変動適応策について、熱中症の予防や打ち水、緑のカーテンをはじめとする暑熱対策など、市民や事業者による主体的な取り組みを促進するとともに、周知・啓発による意識の向上を図ります。

また、関係機関との連携・協力のもと、気象観測データや、PM2.5などの大気監視データの経年変化を継続的に観測するとともに、市民や事業者へ情報提供を図ります。

(2) 多様化・複雑化する生活環境問題への対応

大気汚染や騒音、振動、水質汚濁、悪臭などについては、国や千葉県と連携しながら監視体制の継続や的確な情報発信を行うとともに、規制や指導により未然防止に努めます。

空き缶や吸い殻などのポイ捨てを防止するため、注意喚起などの啓発を行うとともに、自治会や事業者などが行う環境美化活動を支援します。また、喫煙に伴う煙や臭いを軽減するため、分煙対策を推進します。

飼い主のいない猫（野良猫）や都市部に生息域を拡大しつつある野生動物による、生活被害の防止に努めます。また、犬や猫などの愛護動物を適正に飼育管理するための正しい知識の普及・啓発を図るとともに、人と動物が共生できるまちづくりに取り組みます。

生活騒音など日常生活に起因する環境問題に対応するため、啓発などに取り組みます。

3-3 暮らしを支える都市基盤を整備する

1 市街地・住宅

■現状と課題

これまで堅調な人口増加を支えていた埋立地における大規模住宅地開発が終盤を迎える中、今後、市外からの転入者が減少し、これまでのような人口増加は徐々に縮小していくことが見込まれます。

このような中、地域の魅力や個性、活力が今後も発揮できるよう、良好な景観や住環境の維持・向上など地域の特性を活かした市街地環境の形成に、より一層積極的に取り組む必要があります。また、多様な世代・世帯がライフスタイルやニーズに応じた住まい方ができる環境を整備するとともに、いつまでも快適に住み続けられる良質な住宅ストックの維持・向上を促進する必要があります。

本市の発展の基礎となった堀江・猫実・当代島地区は、古くからの本市の歴史と文化を今に伝える地区です。境川周辺の独特の風情や文化財住宅、神社・仏閣などは、ほかの地区にはない大きな魅力となっています。しかし、地区の一部では、老朽化した木造家屋が多く、都市基盤が脆弱な区域があり、火災の延焼拡大や地震時の建物の倒壊、避難の困難さが懸念されるだけでなく、公園などのオープンスペースの不足や下水道の未整備箇所が残るなど防災面や住環境面に課題を抱えています。そのため、地区住民の理解と協力を得ながら、引き続き密集市街地の再整備に取り組み、防災性の向上や住環境の改善を計画的に推進する必要があります。

埋立造成に伴って開発された住宅地においては、一部の地区で地区計画や景観協定が導入されるなど良好な街並みが維持保全されてきました。大規模な住宅開発から40年以上が経過した地区もあるため、これまでと同様な一定の質と量を保ちながら、引き続き住環境と個々の住宅を維持・向上する必要があります。

計画的に開発された戸建住宅地では、建物の更新時期を迎える住宅が増える中、宅地の細分化や震災による住宅の建て替えが進み、住宅の形態や街並みに変化が見られており、今後は、社会情勢の変化や地域の実情に柔軟に対応しながら、良質な住宅ストックと良好な住環境の維持・向上に取り組む必要があります。

集合住宅については、建物が高経年化しつつある中、分譲集合住宅については、適正な維持管理のための支援に取り組むとともに、将来想定される建て替えなどに向けた取り組みを検討していく必要があります。

日の出・明海・高洲地区では、これまで千葉県が策定した土地利用計画に基づき、住環境と調和する商業・業務・文化・レクリエーションなどが融合した複合機能のまちづくりが進められてきました。開発から40年以上が経過し、二次開発も見られることから、適正な土地利用に誘導する必要があります。

商業・業務施設、工場・事業所など様々な用途が混在する地区では、低未利用地を中心に住宅系への土地利用の進展により人口が増加してきています。また、賃貸住宅が多く立地している地区においては、20代前半から30代後半を中心とする世代の人口流入の受け皿として機能しており、今後も同様の傾向が続くものと想定されます。そのため、人口構造の変化に対応し、まちの活力の維持につながるよう、適正な開発を誘導する必要があります。

住民の高齢化に伴い、高齢者世帯の増加や世帯人員の減少が顕著となっていることから、居住環境のバリアフリー化の推進や住まいに関する情報提供などに取り組んでいく必要があります。

また、高齢者や障がいのある方、子育て世帯などが安心して暮らせるよう、既存ストックの活用を基本に、福祉施策と連携を図りながら住宅を確保する必要があります。

■施策の展開内容

(1) 良好な市街地環境の保全・整備

堀江・猫実・当代島地区の密集市街地については、地区特性に応じた密集市街地の改善の考え方、事業の手法や進め方などについて、住民と協議しながら、地域の魅力や特色を活かした防災機能の向上と住環境の改善に取り組みます。

計画的に開発された戸建住宅地区については、引き続き良好な住環境の維持保全を図るとともに、地区の利便性や人口構造などの観点から、多様な世代・世帯が住みやすいまちの形成に向けて地域住民が主体的に検討できるよう支援します。

日の出・明海・高洲地区については、二次開発により当初の土地利用計画とは異なる土地利用が生じるようになり、今後も同様の転換が想定されることから、地区の利便性や活力の維持などの観点、周辺地域への影響を考慮しながら開発を誘導します。

地域住民が将来にわたり安全で安心して住み続けられる良好な市街地環境の維持保全を推進するため、大規模な土地利用の転換などを伴う開発に際し、適正な土地利用を誘導します。

賃貸住宅が多く立地している地区や住宅化の進展が見込まれる地区については、人口の増加や土地利用の変化にあわせて、歩道や公園などの充実に取り組むとともに、適切な開発を誘導します。

良好な市街地環境を形成するため、「浦安市宅地開発事業等に関する条例」や「浦安市景観条例」などを適正に運用します。

(2) 良質な住宅ストックの形成

様々な世代や世帯のライフスタイルとニーズに応じた住まい方に対応するため、住宅ストックの活用による住み替えなどを促進します。

また、いつまでも快適に住み続けられる良質な住宅ストックの形成を促進するため、長期優良住宅や住宅性能表示などの情報提供や普及・啓発に取り組みます。

戸建住宅については、良質な住宅ストックとなるよう適正な維持管理と多様なニーズにあわせた建物の更新などを促進します。

分譲集合住宅については、適切な維持管理方法の情報提供などを通して、自主的かつ適正な維持管理や長寿命化対策などへの取り組みを支援します。また、分譲集合住宅の長寿命化や建て替えなどが円滑に進むよう、管理組合に対してデベロッパーや専門家などを派遣し、具体的な手法などを協議・調整しながら事業を進めていく仕組みを検討します。

防災や衛生、景観などの地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす恐れのある空き家などの発生を抑止するため、住宅の適正管理を啓発するとともに、利活用を促進できるよう検討します。

高齢者や障がいのある方、子育て世帯など住宅の確保に特に配慮を要する方々の居住の安定を確保するため、住宅セーフティネットの構築に取り組みます。

2 道路・交通

■現状と課題

本市では、公有水面埋立事業にあわせ、都市の骨格となる道路網の整備が進められ、都市計画道路を中心とした現在の道路ネットワークが形成されました。また、公有水面埋立事業に続く市街地整備や住宅開発の中で、地区内の幹線道路や生活道路の整備が進められてきました。

広域幹線道路については、国道 357 号東京湾岸道路の慢性的な渋滞が課題となっています。舞浜交差点の立体化により渋滞緩和が期待される一方で、東京外かく環状道路の開通に伴い旅行速度の低下が見られることから、更なる対策が必要となっています。また、東京都の放射 16 号線との連絡が計画されている堀江架橋や都市計画道路 3・1・2号堀江東野線の整備が課題となっています。さらに、新たな規格の高い道路ネットワーク、いわゆる第二東京湾岸道路については、国や千葉県において検討が始まったことから、その動向を注視していく必要があります。

幹線道路については、今後、首都直下地震などの大地震が発生した場合であっても、市民生活に混乱が生じないよう緊急輸送路としての機能の確保が求められています。

市民の日常生活に身近な生活道路については、引き続き、各地区の特性に応じて整備を推進するとともに、新中通りの整備や密集市街地の再整備にあわせて狭い道路の拡幅などを進める必要があります。

歩行空間や自転車利用環境については、歩行者や自転車が共に安全で快適に通行できるよう、歩道や交差点の改良、自転車走行環境の向上などを進めるとともに、利用者に配慮した自転車駐車場の整備や運営などに取り組む必要があります。

今後、既存道路の老朽化の進展に伴い、橋りょうや道路付属物などを含めて、補修や改修などが必要となる道路が増大していくことが見込まれることから、将来にわたって既存の道路・交通環境を良好な状態で維持することが求められています。

本市には、鉄道 2 社 2 路線と民間バス 3 社 38 路線、おさんぽバス 3 路線があるほか、アーバンリゾートゾーン内には、モノレール 1 社 1 路線があり、鉄道とバスは市民生活を支える重要な交通機関となっています。

鉄道については、通勤・通学時やテーマパーク開閉園の時間帯に混雑が激しいことから、混雑の緩和や利便性の向上、利用者の安全確保が求められています。

一方、バス交通については、鉄道駅を中心に路線バスとおさんぽバスが市内各所を結んでいます。今後は高齢化の進展に伴い、既存の住宅地では自らの移動手段を持たない交通弱者が増えていくと見込まれることから、誰もが快適・円滑に移動できるよう地域と公共施設や病院などをつなぐ交通ネットワークを充実していく必要があります。

■施策の展開内容**(1) 安全で快適な道路の整備**

国道357号東京湾岸道路については、市内の交通渋滞の緩和を図るため、引き続き国が進めている車線の増幅や交差点の立体化などの整備を促進します。

堀江架橋や都市計画道路3・1・2号堀江東野線については、流入してくる自動車交通の対応、市内道路や周辺の市街地環境への影響などに配慮しながら、整備に向けて事業主体や計画内容などについて千葉県と協議を進めます。新たな規格の高い道路ネットワーク、いわゆる第二東京湾岸道路については、市民生活や環境への影響に十分配慮した計画となるよう、国や千葉県の検討を注視していきます。

主要な幹線道路については、災害時の緊急輸送路を確保するため、液状化対策や無電柱化に取り組みます。

生活道路については、地区の特性に応じた道路空間の整備を進めます。また、引き続き猫実A地区土地区画整理事業にあわせて新中通りの整備を進めるとともに、狭あい道路については、密集市街地の再整備や沿道の建物の更新にあわせた建築基準法に基づく拡幅を促進します。

安全で円滑な交通を確保するため、道路や橋りょうについて、定期的に点検を実施し、予防保全の観点も踏まえ、計画的で効率的な維持・修繕などに取り組みます。

高齢者や障がいのある方などすべての市民にとって、段差の解消や拡幅などより安全で快適なやさしい歩行空間となるようバリアフリー化を推進します。

安全で快適な歩行空間や自転車利用環境を確保するため、自転車通行帯や自転車走行指導帯など道路環境の改善や交差点の改良に取り組むとともに、市民ニーズにあわせた自転車駐車場の整備や運営などに取り組みます。

(2) 誰にもやさしい公共交通網の充実

鉄道2路線の混雑緩和のため、沿線自治体などとの連携・協力のもと、列車の増発・増結などによる輸送力強化を促進します。また、利用者の利便性向上のため、JR京葉線の複々線化と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転の実現を要請します。

駅利用者の安全性の向上を図るため、鉄道事業者や関係機関との連携・協力により、舞浜駅のホーム延伸などの混雑緩和対策や市内3駅におけるホームドアの設置などを促進します。

高齢化が進展する中でおさんぽバスがさらに活用され、魅力ある市民の足となるよう地域の実情に合った運行ルートの見直しなどに取り組むとともに、路線バスの利用者の利便性の向上を図るため、既存路線のルート変更や路線の新設などについて、バス事業者と協議します。

3 生活支援基盤

■現状と課題

水道やガス、電気は、日々の生活を維持するだけでなく、健康で文化的な市民生活を支え、産業活動を営む上で欠くことのできない重要な資源・エネルギーとなっていることから、災害時も含め安定的な供給体制を確保することが不可欠です。

一方、墓地については、人口構造の変化や埋葬に対する価値観の多様化などを背景に、公営墓地の需要がますます高まることが予想されます。市では安定した墓地の供給はもとより、多様化するニーズに対応するため、樹林墓地や複合霊堂などを整備してきましたが、今後は墓地の承継や無縁化などの課題について対応していく必要があります。

また、斎場については、葬儀の多様化など市民ニーズの変化を捉え、市民が利用しやすい施設の整備、運営などに取り組む必要があります。

■施策の展開内容

(1) 水道・ガス・電気の安定的な供給

市民生活に不可欠である水道やガス、電気については、災害時においても安定的な供給を確保するため、引き続き関係機関と連携を図ります。

水道については、県営水道の運営のあり方が大きく変わろうとしている中、近隣自治体と連携を図りながら、水道事業のあり方について千葉県と協議を進めます。

(2) 市民ニーズに対応した墓地・斎場の運営

墓地公園については、長期にわたり安定して墓所を供給できるよう、段階的な整備に取り組むとともに、墓地の承継や無縁化などの問題について検討を行い、墓地の適正な管理運営に取り組めます。

斎場については、多様化する市民ニーズに対応するため、施設の改修や運営に取り組めます。

4 下水道

■現状と課題

公共下水道は、都市の健全な発展や公衆衛生の向上に寄与するとともに、河川の水質改善など、快適な生活環境を確保する上で必要不可欠な基盤施設です。

本市の公共下水道は、千葉県が管理する江戸川左岸流域下水道に接続し、関連公共下水道として昭和50年度（1975年度）に当初認可を得て事業を進めており、平成30年度（2018年度）末で人口普及率、面積普及率及び下水道接続による水洗化率は、いずれも96%前後の高い水準にあります。

引き続き未供用区域の解消を目指し、下水道事業の推進に取り組んでいく必要があります。

一方、昭和50年（1975年）以降に集中的に整備された下水道は老朽化が進み、今後その改修・更新に係る費用が増大すると見込まれます。そのため、将来的な人口動向など各地区の状況を十分に踏まえながら、下水道の計画的かつ効率的な更新を推進していく必要があります。

また、東日本大震災により、本市の下水道は大きな被害を受けたことから、復旧工事とあわせて、耐震・液状化対策を行いました。今後想定される地震災害に備えた計画的な耐震工事や、災害時医療拠点施設などにおける下水道機能の確保に向けた対策を進める必要があります。

■施策の展開内容

（1）下水道の機能の維持・向上

下水道を将来にわたり適切に維持していくため、管路やポンプ場などの計画的・効率的な維持・修繕に取り組みます。

地震時においても下水道の機能を確保できるよう、引き続き主要幹線の耐震・液状化対策を計画的に推進するとともに、災害時医療拠点施設などにおける下水道機能の確保に向け、施設管理者と協議・調整を行いながら対策を進めます。

舞浜ポンプ場については、老朽化対策や耐震性能の改善を図るため、千葉県と協議しながら新たなポンプ場を整備します。また、整備にあたっては地域のニーズを踏まえた公共施設の整備が図られるよう敷地の有効利用に取り組みます。

（2）下水道の普及・促進

下水道接続による水洗化の普及・促進を図るため、未整備地区における公共下水道の整備を計画的に推進するとともに、未接続世帯に対し、公共下水道への接続を促す啓発活動に取り組みます。

4-1 魅力あふれる観光・リゾートを振興する

1 観光・リゾート

■現状と課題

アーバンリゾートゾーンは、テーマパークやホテル、大型商業施設などが集積しており、国内だけでなく、海外からも多くの来訪者を集める本市の観光・リゾートにとって重要なゾーンとなっています。

このような中、本市が今後もより魅力あるまちとして発展していくためには、市民が誇れるリゾートゾーンとして、周辺住宅地の環境と調和を図りながら、このエリアの持つ魅力をさらに高めていく必要があります。

さらに、アーバンリゾートゾーンを中心に新浦安駅周辺を含めてホテルやホールなど集積する機能を活かし、引き続き国内外からの来訪者を呼び込めるM I C Eの誘致などに取り組んでいく必要があります。

本市は三方を河川と海に囲まれ、釣り船や屋形船などの遊漁船や、海苔や貝類をはじめとする名産品などについては、特色ある地域資源でありながら観光資源として着目されることが少なく、本市の地域資源を活用した観光の振興が課題となっています。

一方、体験型観光の需要が高まる中、既存の観光資源をさらに磨き上げ、観光客の誘客と消費の拡大に向け、関係機関や民間事業者、市内大学や市民活動団体などとの連携・協力のもと、地域資源を活かした観光を推進する必要があります。

これまで、新浦安駅前への観光案内所の設置や市内3駅での公衆無線LANによる無料インターネットアクセス環境の構築、日本語と英語を併記したガイドブックの作成など国内外からの観光客が適切な観光情報を得ることができるよう来訪者の受け入れ体制の充実を図ってきました。

今後も本市の魅力を国内外に効果的に発信できるよう情報発信を充実させるとともに、ICTの進展やグローバル化などに伴う多様化する来訪者のニーズに柔軟に対応しながら利便性を高める取り組みを進めることが求められています。

■施策の展開内容

(1) アーバンリゾートゾーンの振興とMICEなどの誘致

世界に誇れるアーバンリゾートゾーンの更なる振興を図るため、地域住民の生活空間と調和を図りながら、観光レジャー施設などを中心に魅力あるゾーンの形成を関係機関と連携を図りながら促進します。

ちば国際コンベンションビューローや日本政府観光局などの関係機関との連携・協力により、国際会議観光都市として国内外へ広く宣伝活動を実施し、国際会議などMICEの誘致を推進します。また、東京湾岸地域で開催されるMICEなどのアフターコンベンションとしての魅力を発信していきます。

本市の水際線やシンボルロード、アーバンリゾートゾーンなどの公共空間を活用して、自転車ロードレースの「浦安クリテリウム」などの開催に向け取り組みます。

eスポーツを通して、子どもたちがICTへの興味・関心を持つきっかけとなることや新たな文化づくりの一翼となるよう「eスポーツ」大会の開催を支援します。

(2) 地域資源を活用した観光振興の推進

釣り船や屋形船などの地域資源を活かした観光振興に取り組むとともに、海や川との関わりの中で発展してきたまちの歴史を活かし、水と親しむことのできる魅力的な空間づくりや観光スタイルの発掘を推進します。

本市の観光資源や魅力を国内外に向けて効果的・効率的にアピールするため、的確な情報提供の充実を図るとともに、舞浜駅北口の開発にあわせて来訪者に千葉県や本市の魅力を発信する新たな場の整備に取り組みます。

訪日外国人観光客を含めたすべての来訪者の利便性の向上を図るため、公共サインの整備や多言語対応の支援をはじめとした環境整備に取り組みます。

関係機関や民間事業者、市内大学、市民活動団体などと連携・協力しながら、来訪者の受け入れ体制の充実や魅力的な観光施策に取り組みます。

4-2 新しい時代に対応した地域産業を振興する

1 地域産業

■現状と課題

商業・サービス業は、市内の総事業所数の大部分を占めていますが、商業については、ネットショッピングの利用の増加や、コンビニエンスストアなど身近に多品種を取り扱う業態が普及する一方、商店会とその会員数は減少傾向にあり、地域密着型の小売業の衰退や活力の低下が見られるため、地域の実情に応じた地域商業を振興することが課題となっています。また、医療や福祉、教育関係など日常生活に密着した公共性の高いサービス業の振興も重要となっています。

工業については、国内最大の機能を誇る鉄鋼の流通・加工基地である浦安鉄鋼団地が工業ゾーンに立地しています。本市の工業の一大拠点である浦安鉄鋼団地は、ピーク時に比べて鋼材の入荷量・出荷量が減少しているものの、地域経済や雇用の主要な受け皿です。

これまで、工業ゾーンでは特別用途地区や地区計画を定めて、流通・加工・業務の操業環境を維持してきました。今後も引き続き集積する機能を充実・振興するため、周辺環境との調和を図りながら、操業環境の維持を図る必要があります。あわせて、今後も時代潮流や社会経済情勢の変化にも対応しながら、長期的な視点に立って機能の更新を促進していく必要があります。

また、本市の地域産業を支える商工業・サービス業者に対して、これまで中小企業資金融資制度や利子補給を通じた資金調達や、商店会などが実施する各種イベントなどへの支援を行うなど地域産業の振興に取り組んできました。

しかしながら、小規模な事業所や個人事業者が多く、資金面だけでなく、人手不足や後継者の育成などの課題が多いことから、引き続き時代潮流を的確に捉えながら市内企業の経営安定を図る総合的な対策を進める必要があります。あわせて、新たな産業の育成や起業の支援に取り組むことも求められています。

一方、生産年齢人口が減少し労働力の低下が見込まれる中、地域経済の活性化を図るためには、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、就労意欲のある多様な人材の活躍が求められています。

個々の事情に応じて多様で柔軟な働き方が選択できるよう就労意欲のある市民が就業のために必要な知識、技術を習得できるように支援するとともに、市民が就労しやすい環境の整備を促進する必要があります。

■施策の展開内容**(1) 時代に対応した地域産業の振興**

地域産業の競争力を強化するため、地域資源の活用や小規模店舗などの魅力と競争力の向上の支援に努めるとともに、商業環境が変化する中、身近な商店会のあり方について検討し、地域の実情に応じた魅力ある商業空間の充実を支援します。

また、高齢者や子育て世帯をはじめとする買い物弱者への支援など地域のまちづくりと連携しながら地域商業の振興を促進します。

工業ゾーンについては、周辺の住環境に配慮しながら、特別用途地区に指定した区域を中心に現在の操業環境の維持を図るとともに、時代潮流や社会経済情勢に対応しながら機能の更新などを促進します。

また、業種・分野を超えた企業間や産官学の連携・交流を促進するとともに、成長分野や新領域への取り組みを支援します。

(2) 産業を支える人材の育成・確保

個々の事情に応じて多様で柔軟な働き方の実現に向けて積極的に取り組む事業者への支援や、高齢者や障がいのある方、がんなど病気を抱える方など誰もが働きやすい職場づくりなどを推進します。

また、就労希望者に就労環境を提供するため関係機関と連携・協力しながら、求職者の状況に応じたきめ細やかな就労支援を推進します。

地域産業の持続的な発展に向け、市内で新たに起業・創業しようとする方への支援の充実を図るとともに、時代潮流を的確に捉えながら産業育成に取り組めます。

人手不足や後継者不在など事業の承継に課題を抱えている事業者に対して、専門家による相談体制などの充実を図るとともに、従業員の資格取得などによる人材の育成と確保を支援します。

(3) 経営基盤の安定・強化

商工会議所と連携のもと、資金調達やワーク・ライフ・バランスの実現など中小事業者が持つ様々な課題に対応するため、経営に不可欠な資金の融資を円滑かつ低利で受けられるよう事業資金の融資や利子補給制度の充実を図ります。

また、中小事業者の生産性向上や負担の軽減を支援するため、国や千葉県の支援制度の利用促進や経営相談などにより経営基盤の安定・強化に努めます。

4-3 まちのにぎわいと活力を創出する拠点を整備する

1 拠点整備

■現状と課題

本市がまちを開発していく「発展期」から、まちを維持・更新していく「成熟期」へと移行してきている中、都市の魅力や活力を今後も発揮していくためには、様々な都市機能が集積する拠点の充実が必要不可欠です。

都市拠点である東京メトロ東西線とJR京葉線の鉄道3駅周辺では、商業・業務・文化・交流・交通・生活支援などの様々な都市機能が集積しています。

浦安駅周辺地区については、狭あいな駅前広場やバス停留所の分散、公共空間の不足など、長年にわたり多くの課題を抱えています。そのため、「交通結節機能の強化」「商業の振興」「多様な都市機能の拡充」を基本に検討を進め、段階的な整備を図る必要があります。

新浦安駅周辺地区については、公共交通と一般車両の増加に伴う交通機能の低下や歩道部での歩行者と自転車の錯綜、自転車駐車場の不足など、様々な課題を抱えています。これらの課題に対応しつつ、都市拠点としてふさわしいにぎわいや魅力の創出を図っていく必要があります。

舞浜駅周辺地区については、ホテルなどの送迎バスや路線バス、一般乗用車が輻輳するなど交通機能の低下、日常生活機能の不足などの課題を抱えています。そのため、住民や来訪者が快適に利用できるよう、アーバンリゾートゾーンの玄関口及び地区住民の生活拠点としての機能の向上を図る必要があります。

都市拠点のほか、シビックセンター地区には、行政・文化・福祉の中心核としての機能が集積しています。市役所周辺のコア地区の整備は完了しつつあり、東野地区の福祉ゾーンでは今後も良質な福祉サービスを安定的かつ継続的に提供するため、地域の点在する関連機能などとの連携を図りながら拠点として必要となる機能の再編を図る必要があります。また、コア地区と福祉ゾーンとの連携を図り、シビックセンター地区全体としての拠点機能の強化を図る必要があります。

一方、日の出・明海・高洲地区の海岸沿いの海辺の交歓エリアでは、日の出・明海地区において、海岸の開放など、憩いの場としての整備が進みつつあります。また、高洲地区においては、健康や医療、福祉などの機能を有する様々な機関が集積していることから、更なるまちの活性化を図るため、機能の連携を図る必要があります。

今後も、水際線に位置する公園や市有地を活かし、魅力ある交流・レクリエーションの拠点として整備・充実を図る必要があります。

■施策の展開内容

(1) 都市拠点の整備・充実

浦安駅周辺地区については、本市の商業や経済の拠点として引き続き発展するとともに、利用者の快適性や交通の利便性が向上するよう、密集市街地の改善や交通結節点としての機能強化を図るため、バスロータリーの整備を視野に入れながら、市有地を活用したバス停留所の一時集約化や道路整備など段階的な整備を進めます。

新浦安駅周辺地区については、交通結節点としての利便性の向上を図るため、駅前広場の二層化を検討するとともに、駅北口のバスベイの設置と歩行空間の拡幅など交通機能の拡充を図ります。また、活気のあるにぎわいを持続させ、より市民が親しめ、交流できる駅前空間となるよう駅周辺の商業事業者などとの連携や公共施設を活用し、にぎわいと魅力の創出を図っていきます。

舞浜駅周辺地区については、住民と来訪者、双方に配慮した交通結節機能の分担に取り組みます。駅北口においては、周辺地権者などと連携を図りながら、生活利便施設や千葉県と本市の魅力を発信する新たな場の整備に取り組みます。

(2) シビックセンター地区の整備・充実

シビックセンターコア地区については、引き続き、行政・文化の拠点としての機能が持続的に発揮できるよう、既存施設の適正な維持管理及び計画的な補修・改修を推進します。

シビックセンター東野地区については、多様化する福祉ニーズへの対応や地域共生社会の実現に向け、東野地区の複合福祉施設の整備と総合福祉センターの再整備により、機能を再編するなど、子ども、障がいのある方、高齢者それぞれを対象とする福祉関連のセンター機能の高度化や効率化を図ります。

また、境川沿川の管理用通路や公園などの公共施設を活かした水辺空間の創出に取り組みます。

(3) 海辺の交歓エリアの整備・充実

海辺の交歓エリアについては、水際線に位置するこれまで集積してきた多様な機能を活用しながら、人々が海とふれあい、交流を深めることができるエリアとして整備を推進します。

日の出・明海地区の海岸については、引き続き、千葉県と協議しながら開放を進めます。

境川河口部については、その形状を活かしながら、水上シアターなどのイベント空間や市民が水辺に親しめる環境の整備を進めるとともに、高洲海浜公園、総合公園と連続性を持たせた整備に取り組みます。

第6章 計画実現のために

本市を取り巻く社会環境が著しく変化してきている中、次世代に大きな負担を残すことなく、将来を見据え、より質の高い行政サービスを提供していくために、経常的な経費の縮減に取り組むことはもとより、新たな財源の確保や受益者負担の適正化に努め、人・組織（ヒト）、公共施設（モノ）、予算（カネ）、情報、地域資源といった限りある行政資源を最適に活用し、持続可能な市政運営を進めていくことが求められています。

引き続き、本市の良好な環境や財政状況を維持・向上させ、最少の経費で最大の効果を挙げる市政運営を実現するためには、現状の延長ではない将来に向けた新たな視点を持って取り組み、計画の実効性を高めていけるよう施策を推進します。

1 行政運営

■基本的な考え方

今後、本市においても、社会環境の変化や少子高齢化の進展などを背景に、地域社会が抱える課題がますます多様化・複雑化し、行政需要が増大していくことが見込まれます。

そのため、次世代に大きな負担を残さず、また、現状のサービス水準の低下を招くことなく、より質の高い行政サービスを安定的・継続的に提供していけるよう、「浦安市行政改革大綱」に基づき、不断の行政改革に取り組みます。

また、必要な施策・事業を迅速かつ重点的に展開していくため、取り組みの優先度を常に見極めながら、効果的・効率的な行政運営を推進します。

■施策の展開内容

（1）公正で透明性の高い行政運営の推進

コンプライアンスの徹底を図り、適正な事務の執行を確保していくとともに、市政に関する情報を積極的に公開し、市民に信頼され公正で透明性の高い行政運営に取り組みます。

様々な機会を通じて市民の多様なニーズや意見などを把握し、市政運営への反映に努めるとともに、市民が必要とする情報が適時かつ適切な方法で確実に行き渡るよう、市ホームページやSNS、広報紙など様々な広報媒体を活用した市政情報の公表や提供の充実を図ります。

自然災害やサイバー攻撃など、様々なリスクの早期発見と発生防止のため、リスク管理能力や危機対応力の強化に取り組みます。

（2）行政資源を最適に活用した行政運営の推進

より質の高い行政サービスを提供していくため、限りある行政資源を最適に活用しながら、ICTなどを利活用し更なる事務事業の効率化を進めるとともに、民間活力も含め、地域力を効果的に活かした行政運営に取り組みます。

PDC Aサイクルの実効性を高め、施策・事業の進捗状況や課題を的確に把握・分析し、その結果を踏まえ事業の必要性や妥当性を見極めながら、事業の廃止を含め改善・改革に取り組みます。

(3) 政策課題に即応した組織体制の構築及び人材の確保

今後ますます高度化し、増大が見込まれる行政需要に的確に対応できるよう、各部署の業務量や業務内容を踏まえ、より効果的・効率的に事業を実施するための組織づくりに取り組み、適正な定員管理及び適材適所の人員配置を推進します。

高度化・複雑化する課題へ適切に対応していくため、職員の専門性及び資質の向上を図るとともに、人間性や創造性に優れた有能な人材を確保するため、採用方法の工夫や多様な働き方が選択できる環境づくりに取り組みます。

2 財政運営

■基本的な考え方

今後、生産年齢人口の減少により税収の伸びが期待しにくい一方で、高齢化の進展による社会保障関係経費の増加が見込まれます。

そのため、将来にわたって安定的な財政運営を可能とするため、財政収支の見通しを明確にし、経常的な経費の抑制に努めるとともに、自主財源をはじめとする歳入の確保や、市が保有する資産の有効活用を図ります。

■施策の展開内容

(1) 財政の健全化

中・長期的な視点から、健全な財政構造の目標とそれを維持していくための財政収支の見通しを明確にします。また、行政改革の取り組みを毎年度の予算編成に反映させ、特に人件費など行政の内部管理的経費を中心とする経常的な経費の抑制を図り、財政構造の弾力性の維持・向上に努めるとともに、施策・事業の優先度を見極め、予算配分をします。

予算・決算や市有資産・負債などの財政状況をわかりやすく公表します。

下水道事業においては、令和2年(2020年)4月から地方公営企業法の適用に伴い、計画的な経営基盤の強化、経営の透明性を図ります。

(2) 安定した財源の確保

将来にわたって安定した財政基盤を堅持するため、市税収入などの徴収率の向上に努めるとともに、国・県支出金の確保や基金・地方債の適正な活用のほか、公金の効果的な管理・運用や市有財産の有効活用を図るなど新たな財源の確保に取り組みます。

行政サービスの継続性と市民負担の公平性を確保するため、定期的に使用料や手数料などの見直しを行います。

本市では、国内外からの来訪者が概ね10万人を上回ることが見込まれるため、来訪者から生じる行政需要に対応するための財源の確保について検討します。

3 公共施設マネジメント

■基本的な考え方

建築資産や土木インフラ資産など、公共施設の機能を適切に保全するため、建て替えや大規模改修などにかかる費用が増大し、財政の健全性を損なうことが懸念されます。

そのため、市民満足度の高い行政サービスを安定的に提供し続けられるよう、民間活力を活用するとともに、ファシリティマネジメントによる施設の長期的な保全や利活用などを積極的に推進します。

■施策の展開内容

(1) 総合的かつ計画的な運営・維持管理及び更新の推進

施設の長寿命化や省エネルギー化、維持管理の効率化などを計画的に推進し、コストの縮減や平準化に努めます。

点検の充実により、各施設の損傷を早期に発見し、適切な対策を実施することで、安全性の確保と将来的な更新費用の低減、平準化を図ります。

民間事業者のノウハウや技術力を最大限に活用した、より効果的・効率的な運営や維持管理手法の導入を推進します。

(2) 需要の変化に応じた機能及び配置の最適化の推進

地区の特性や人口構造の変化に伴い、公共施設に必要な機能を再検討する時期にきていることから、既存施設の機能の見直しに取り組みます。

既存施設の用途変更をはじめ、機能の再編や再配置など、公共施設の適正配置に取り組みます。

(3) 市有財産の有効活用

市民サービスの向上を図るため、市有財産を有効的に活用し、民間事業者による公共的サービスの提供を推進します。

また、未利用地など市有財産の貸付などによる財源の確保を図るとともに、民間事業者のノウハウを活用した管理コストの削減に努めます。

4 自主・連携のまちづくり

■基本的な考え方

全国的にも地域コミュニティの機能低下とこれに伴う行政需要の増大などによって、様々な地域課題の解決を行政が一手に引き受け、単独で解決することが困難な時代が到来しています。

そのため、より良い地域社会の実現に向け、広範な分野において、国や千葉県、周辺市区と連携するとともに、市民、地域コミュニティ、市民活動団体などの多様な主体が共に考え、相互に補完し合う、自主・連携のまちづくりを推進します。

■施策の展開内容

(1) 市政やまちづくりへの市民参加の推進

より多くの市民が市政やまちづくりに参加できるよう、市民参加の機会の充実や参加の促進に取り組むとともに、まちづくり活動を行っている様々な主体への支援に取り組みます。

市民と市が共にまちづくりの当事者であり、パートナーであるという意識を持ち、課題や情報を共有し、共通の目的達成に向け、相互に協力・補完し、まちづくりを行っていくことができるような地域づくりに取り組みます。

「自分たちのまちは、自分たちで良くする」という基本原則のもと、市内で働き・学ぶ人たちを含めた市民、議会及び市がお互いの信頼関係を築き、協力し合いながら、市民主体のまちづくりを着実に推進していけるよう、諸制度の整備・充実及びその活用促進を図ります。

多様化・複雑化する地域社会が抱える課題の解決に向け、より広範な分野において、大学や企業などのまちづくりに関わる多様な主体の能力の積極的な活用を図ります。

(2) 広域的な連携の推進

市単独では解決が困難な行政課題や市民の生活圏域の広域化などに対応するため、国や千葉県、周辺市区との連携や協力によるまちづくりを推進します。

国や千葉県が行う事業の誘致や導入を図るとともに、国や千葉県の責任において行うべき事業については、迅速かつ適切な対応を要望し、役割分担に見合う財源措置を求めていきます。